

# 令和7年第3回阿武町議会定例会 会議録

## 第 1 号

令和7年9月10日(水曜日)

開会 9時00分 ~ 散会 15時46分

### 議事日程

開会 令和7年9月10日(水) 9時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第1号 専決処分を報告し承認を求めるについて（令和7年度阿武町一般会計補正予算（第2回））

日程第5 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第6 議案第3号 阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第4号 阿武町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第5号 阿武町診療所等複合施設建設工事の請負契約の締結について

- 日程第9 議案第6号 阿武町薪ボイラー施設整備工事の請負契約の締結について
- 日程第10 議案第7号 阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第8号 阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第9号 阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第10号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第14 議案第11号 令和7年度阿武町一般会計補正予算（第3回）
- 日程第15 議案第12号 令和7年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第2回）
- 日程第16 議案第13号 令和7年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第2回）
- 日程第17 議案第14号 令和7年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2回）
- 日程第18 議案第15号 令和7年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）
- 日程第19 議案第16号 令和7年度阿武町簡易水道事業会計補正予算（第1回）
- 日程第20 議案第17号 令和6年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 委員会付託 議案第1号～議案第6号、議案第10号～議案第17号

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

**出席議員(7名)****議席番号**

1番 米津高明

2番 上村萌那

3番 白松靖之

5番 松田穰

6番 池田倫拓

7番 副議長 市原旭

8番 議長 末若憲二

**欠席議員(1名)**

4番 西村容子

欠員なし

**説明のため出席したもの**

町長 花田憲彦

副町長(総務課長事務取扱) 中野貴夫

教育長 綱本徳文

まちづくり推進課長 高橋仁志

健康福祉課長 矢 次 信 夫

戸籍税務課長 水 津 繁 齊

農林水産課長 野 原 淳

土木建築課長 近 藤 慎 治

教育委員会事務局長 杉 山 和 人

会計管理者 柴 田 奈 美

福賀支所長 茂 刃 立 也

宇田郷支所長 小 野 智 彦

欠席参与 なし

#### 事務局職員出席者

議会事務局長 三 浦 貴

議会書記 平 田 祥 子

開会 9時00分

#### 開会の宣告

○議長（末若憲二） ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同、礼。  
おはようございます。御着席ください。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和7年第3回阿武町議会定例会が招集されました。議員各員には応召御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、本期定例会は、令和6年度の決算議会でありますので、長山代表監査

委員さんには会期を通して出席をお願いしております。大変御苦労さまです。よろしくお願ひいたします。

今年の夏も、昨年同様に猛暑・酷暑であり、連日猛暑日が記録されました。過去一番暑い夏であると言われております。日本の気候は春夏秋冬と四季があって、日本らしさが世界の人々に感銘を与えてきていますが、今後は夏と冬だけになるのではと危惧しております。

そんな中、今年は6月初めに早々と梅雨が明け、その後雨が降りませんでしたが、8月に入りますと豪雨に見舞われ、三浦事務局長前の郷川において護岸が崩壊し、それに伴い、町道が通行止めとなっております。利用される方には不便が続いております。

国道におきましても、木与防災工事の工事用取付道路で一部土砂崩れが発生しました。軽四自動車1台が巻き込まれましたが、幸いにも軽傷であったと聞いております。

全国的にも線状降水帯が発生し、集中豪雨があり、都市部では都市型水害として雨水の排水が間に合わなくて、多くの道路において冠水が発生したことは皆さん御承知のことと思います。

先週5日には、台風15号の発生に伴い、各地に豪雨とともに、静岡県において竜巻が発生し多くの家屋と農業施設に被害が発生しました。また多くの電柱が倒れ、冷房が効かない中、後片づけや暑い中での生活が続いていましたが、8日の夕方には復旧したとのことで少し安心しております。

被害に遭われた皆様方に、お見舞いを申し上げます。

今週は雨が降っていますが、今後もまだ暑い日が続くことが予想されています。熱中症に気をつけていかなければなりません。

国政においては、アメリカとの関税交渉が一区切りついたとのことで、石破総裁が辞意を表明されました。今後、新総裁の選出が行われますが、すんなり総理大臣になられるか、政局はどうなるのか、国政からは目を離されなくなりました。

山口県におきましても、8日の月曜日に柳井市出身の女性県会議員が、来年2月の県知事選挙に立候補を表明されました。突然の発表で驚きましたが、村岡知事がどうされるのか発表はありませんが、9月県議会定例会での表明があるのでと思われます。もし、村岡知事も出馬されるとなると、知事選挙になるわけですが、保守系同士の選挙になります。注目していかなくてはなりません。

そんな中ではありますが、阿武町内各地では、夏の風物詩である夏祭りや盆踊り大会が昨年に引き続き開催されました。奈古地区では花火大会や福賀地区や宇田郷地区ではそれぞれ盆踊りや神楽舞の披露などがあったと聞いております。ふるさとの夏のよき思い出になったことと思います。

今期定例会では、一般質問、各議案の審議のほか、昨年度、令和6年度各会計歳入歳出決算の認定が審議されます。予算に対し、どのような成果や住民福祉が行われたのか等、議員各位の慎重なる審議をお願いいたします。

なお、今期定例会は、我々議員の任期中最後の定例会であります。重ねてしつかり審議をお願いいたしまして開会への挨拶とさせていただきますが、本日御存じのように雨がかなり強く豪雨も予想されております。雨の降り方や雨量によっては、途中議会のほうも休会するかも分かりませんので申し添えておきます。

以上です。

本定例会に付議されます議案は、議案17件、全員協議会における報告が3件、また5人の方から一般質問の通告がなされております。

本日の出席議員は7人です。西村議員が体調不良により欠席であります。

ただいまより令和7年度第3回阿武町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については一般質問、議案説明、一部質疑・採決及び委員会付託です。

### 議長諸般の報告

○議長（末若憲二） これより日程に入るに先立ち、過ぐる6月12日開催の令和7年第2回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め、諸般の報告を行います。

6月23日、第6回ABUスイムラン道の駅フェスタ、2025の実行委員会は市民センターで開催され、本職が出席をしました。

6月26日、山口県市町村振興協会評議委員会が山口市の防長苑で開催され、本職が出席をしました。

7月2日、山口県町議会議長会7月定例会が山口県自治会館で開催され、本職は出席をしました。

7月4日、無角和種を軸としたシティプランディング事業推進協議会が役場

本町で開催され、本職が出席をしました。

7月6日、第6回ABUスイムラン道の駅フェスタ2025が開催され、本職が出席をしました。

7月11日、令和7年度萩地区暴力追放運動協議会総会が萩市総合福祉センターで開催され、本職が出席をしました。

7月12日、町制施行70周年記念式典が町民センターで開催され、議員各位出席されましたことは御報告のとおりであります。

7月15日、西日本地区各県町村議會議長会協議会が東京都で開催され、本職が出席をしました。

7月16日、全国町村議會議長会臨時総会は東京都で開催され、本職が出席をしました。

7月17日、全国町村議會議長会都道府県会長会議が東京都で開催され、本職が出席をしました。

7月24日、山口県後期高齢者医療広域連合議会の協議は役場本庁で開催され、本職が出席をしました。

7月27日、第29回なご夏まつり、日本海イカダ大会が開催され、本職が出席をしました。

8月4日、民生委員会推薦会が役場本庁で開催され、本職が出席をしました。

8月14日、奈古地区自治会親睦ソフトボール大会が町民グラウンドで開催され、本職が出席をしました。

8月20日、令和7年度山口県町議会広報研修会がセントコア山口で開催され、昨年度に引き続き、市原副議長と松田委員長の両名が出席をしました。

8月25日、萩広域シルバー人材センター要望活動が役場本庁で開催され、本職が出席をしました。

8月28日、山陰道等早期整備決起大会が萩市総合福祉センターで開催され、議員各位出席をされました。

9月2日、午前9時より議会運営委員会が開催され、今期定例会についての協議がなされました。その結果につきましては資料のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

## 町長挨拶

○議長（末若憲二） ここで本定例会の開会に当たり、町長が挨拶を行います。町長。

○町長（花田憲彦） 令和7年第3回阿武町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の中を、また足元の悪い中を本議会定例会に御出席いただき、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、国政においては、この7日の日曜日に石破首相が就任から1年足らずで退陣表明をされ、現在の国民の注目は、誰が次の自民党総裁になるのかということになってまいりましたが、新たな自民党総裁が必ずしも総理大臣に就任するとは限らない、まさに混沌とした政治状況の中ではありますが、どなたが首相に選ばれても、外交においては、経験豊かで押しの強い諸外国の首脳と対等に伍して、きっちりと国益を守り、また内政においては、しっかりと国民生活に目を向けた信頼される政治を行ってもらいたいものだと思っております。

さて、先ほど議長からもお話がありましたが、今年の夏は6月27日には平年に比べて22日も早い梅雨明けとなり、その後は連日のように熱中症警戒アラートが発令されるなど、全国的に記録的な猛暑日に見舞われて、9月に入った現在も残暑が厳しいわけではありますが、この猛暑により、県内では熱中症とみられる症状により救急搬送された方が、7月と8月2か月で約650人もあり、そのうち65歳以上の高齢者が6割を占めたということですが、これが萩署管内におきましても、阿武町民1人を含む36人が熱中症で救急搬送されたというふうに聞いております。

こうした中、本町におきましては、連日の猛暑に対応するために、町内各地区におきましてクーリングシェルターを開設し、平行して防災行政無線により町民の皆さんに暑さ対策に関する注意喚起を行ってまいりましたが、多くの皆さんのが健康管理に努められる中で、恒例のA B Uスイムラン、そして、なご夏まつりイカダ大会、レノファキャンプ等の夏のイベントや、町制施行70周年記念式典、あるいはI LOVE 阿武町クリーンアップ作戦、そして各地区のお祭りなどにも積極的に御参加、御協力をいただき、町が大いに活気づいたところでありまして、関係された全ての町民の皆様に、改めて心から感謝を申し上げる次第であります。

また、異例の暑さの中で、8月9日から12日には記録的な大雨が県内各地を

襲ったところであります、本町におきましても、10日には木与地区の国道191号の土砂の崩落により、通行中の男性が軽傷を負うなど人的被害も発生しました。

また同日、奈古地区の郷川では、増水により下郷郷川線側の左岸の一部が浸食され、決壊が懸念される事態となりましたが、この護岸が決壊すれば、下郷から野柳集落の広い範囲で家屋の浸水被害などが想定されたわけですが、災害対策本部を立ち上げて、防災行政無線による避難指示をはじめ、関係する地域住民への個別訪問や広報車による避難広報等を行いましたが、結果として15人の方が町民センターへ避難されたところであります。

なお、郷川の災害現場つきましては、町内の土木業者2者に急な要請をしたわけですが、直ちに対応していただき、雨の降り続く中、夜を徹して、また、2者が連携して崩壊ブロックと大型土のうによる護岸保護の応急工事により、間一髪で決壊を免れたことは、不幸中の幸いであります。危険を顧みず作業に当たられた皆様に心から感謝を申し上げたいと思います。

私といたしましては、当時の初動から災害対策本部の動きや避難所の運営等につきまして、早い時期に検証し、より精度を高めることが必要であるというふうに思いまして、8月28日に事前に各課から上げてもらつておりました検証内容を基に、災害対策本部員である各所属長による、8月10日から12日の大雨対応に関する検討会というのを開催し、問題点や改善点等について共通認識を持ったところであり、今後はこれに基づき、より精度の高い対応をしてまいりたいというふうに思っております。

そしてまた、県に対しても、引き続き、町内河川の定期的なしゅんせつなどについて要望し、災害リスク軽減の努力を続けてまいる所存であります。

さて、農業面におきましては、福賀スイカでありますが、実はふるさと納税の最大のサイトでありますふるさとチョイスにおきまして、この夏のスイカ人気ランキングのナンバーワンになったと聞いておりまして、販売状況も好調で、売上げもよかったです。大変うれしく思っております。

また、今年は米価の高騰、政府備蓄米の放出などが大きな話題となりましたが、JA山口県においては、生産者の皆さんに安心して作付していただけるよう、令和7年産の米の概算金の保証価格を、コシヒカリの1等米が昨年に比べて9,120円高い2万5,500円、そしてヒノヒカリやひとめぼれ等の1等米が、昨年に比べて9,000円高い2万5,020円と示されたところであります。

このことは、消費者目線で見れば、米価は低いほうがいいかも知れませんが、第一次産業中心の本町におきましては、再生産可能で一定程度の利益を確保できる価格を維持していただくことが肝要であり、ひいてはこのことが若い農業後継者の確保、さらには過疎対策、地方創生に資することにつながるというふうに思っております。

他方、最低賃金ですが、国が示した2025年度の改定額は、全国平均で6%アップの63円で、山口県は全国平均に1円上乗せした64円の改定額が示されまして、具体的な最低賃金は、現行の979円から1,043円になりますと、10月から適用されることとなります。

今回の改定は、将来的な時給1,500円を見据えた改定ですが、経営者の皆さんには従業員の給料などがざっくりと1人当たり月に1万円以上上がる計算になりますので、これまで以上に売上げの伸長や経費の節減等の努力が求められるわけでありまして、大変でしょうがしっかりと対応をお願いしたというふうに思っております。

こうした中、本町ではデジタルマーケティングや地方創生を手がける株式会社センジンホールディングスと、去る5月27日に進出協定を締結し、町のふるさと納税に対する支援業務を委託し、色々と活動をしていただいているところがありますが、ここで、現時点での成果を申し上げますと、昨年度1年間のふるさと納税の寄附件数は146件でしたが、本年におきましては、既に4月から8月までの5か月間で、1.6倍の243件となっておりまして、阿武町の魅力発信に大きく貢献しているほか、先ほども申し上げましたが、ふるさとチョイスのスイカ人気ランキングで、福賀スイカが全国1位を獲得したのも、センジンホールディングスさんの力によるところが多いと思っているところであります。

また、7月24日には萩市の至誠館大学と包括連携協定を結んだところであります。この協定により、今月12日開催の第1回阿武町ソフトボール大会において、学生に審判やスタッフとして協力していただくほか、来年のABUスイムランへの参加協力など、相互の人的交流をはじめ、地域と大学の活性化や人材育成の取組を始めているところであります。

また、子供たちの確かな学力の確保を図り、子供たちが安心して学び、自分の可能性を伸ばしていくよう、6月1日には、株式会社ファンディングベースとの間で、町営学習塾の開設に向けた連携協定を締結し、今年度はプレ期間

として、地域活性化起業を中心とした公設塾の開設に向けた取組を始動させているところであります。

さらに、今年の夏休みには、子供たちの学力を補完するABUチャレンジセミナーを開催しましたが、山口大学と県立大学の学生さんによる計8回のセミナーには、毎回30人を超える小中学生が参加するなど、相互に刺激的な夏休みを体験する機会となり、大きな成果が上がったと聞いており、また、山口県で初めてのこの取組に、県内の各市町が大きな関心も寄せているようあります。

次に、現在整備中のあぶ診療所の建設ですが、診療所等複合施設として医療は当然のことですが、福祉、介護、こども家庭センターや食堂、さらには地元金融機関の店舗などを一体的に整備するとともに、健康福祉課と社会福祉協議会を同じフロアに配置することで、相互に連携を取りながらワンストップでサービスが提供できるよう調整を図るとともに、医師の確保にも努めながら、来年秋の完成を目指し鋭意整備を進めておりまして、順調に進んでいるところであります。

また、無角和牛につきましては、今年度から国の交付金等を活用しながら無角和種を軸としたシティブランディングに取組とともに、ブランド化に携わる地域プロジェクトマネージャーや飼育管理を中心とする集落支援員の活動を支援しているところであります。

そして、そのほか町では、選ばれるまちづくりを基本理念として、移住、定住、子育て支援のほか、先ほどのような各種施策に鋭意取り組む中で、その成果として、今年度の4月から8月末までであります、この社会増減も転入が転出者を少なからず上回る転入超過という状況になっているところではありますが、町の人口は少子高齢化に伴う自然減の拡大により、この5年間で約300人が減少し、現在は2,900人を切る状況となっておりまして、厳しい現実として認識しなければなりません。

こうした中で、私は、阿武町は小さな町であっても、また、小さな町であるからこそ、しっかりと存在感を町の内外に示すことが重要だと思っておりまして、例えば来る10月12日に開催され、今年で20年目となる恒例のジャズコンサートも、地元の有志による実行委員会形式で進め、町が支援してきたわけですが、チケットは、既にほぼ完売状態で、町内外の多くのジャズファンの皆さんのが、阿武町に来ることを心待ちにされていると聞いておりまして、本町の知名度向上に少なからず貢献しているというふうに思っております。

また、毎年の町民センター文化ホールのコンサートですが、今年は12月13日に女性ロックバンドの草分けであるプリンセス・プリンセスのボーカルを務めておられました岸谷香さんによるアコースティック・ライブも予定しているところですが、これもまた、小さな町がコツコツとそれでいて相当規模の文化事業を継続してやっていくことが町の知名度と文化度の向上につながり、ひいては素敵な町として移住定住につながっていると思っているところあります。

さて、御案内のとおり、今年は町制施行70周年の記念すべき年であり、7月には記念式典を挙行し、これまで長きにわたって町の発展に貢献してきた皆さんを感謝の意味を込めまして表彰し、併せて活力ある町づくりへの新たな第一歩を踏み出したところであります。

今後とも、小さくても存在感のある町づくり、選ばれるまちづくりを目指すとともに、ないものねだりでなくして、あるもの使いの精神で、今ある地域資源をしっかりと見直して、工夫して、大切にしながら、ここで生活する人たちが日々の暮らしの中で小さな幸せを感じができるような、心のこもった行政、打てば響く行政を、今後ともしっかりと進めてまいる所存でありますので、議員各位におかれましては、引き続き御理解、御支援を賜りますよう、改めてお願いを申し上げます。

それでは、本定例会で御審議をお願いいたします議案につきまして、その概要を簡単に御説明を申し上げます。

今回の議案は17件ありますが、まず、議案第1号専決処分を報告し承認を求めるについてにつきましては、令和6年の定額減税で、減税しきれなかった人に対して、本年度において、定額減税補足給付金として追加給付するため、令和7年度阿武町一般会計補正予算（第2回）の専決処分であります。

次に、議案第2号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、公金の収納事務のデジタル化が整備されたことにより、関係条例の条項番号が変更されることから、3つの条例の一部改正を一括上程するものであります。

次に、議案第3号阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び人事院規則の一部改正の公

布により、制度の見直しがされたため、職員の育児休業及び会計年度任用職員に対する育児休業制度の導入に関する条例の改正を行うものであります。

次に、議案第4号阿武町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例につきましては、あぶ診療所の開設に伴う一部改正であります。

次に、議案第5号診療所等複合施設建設工事の請負契約の締結について及び議案第6号阿武町薪ボイラー施設整備工事の請負契約の締結についてにつきましては、いずれも議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議決を求めるものであります。

次に、議案第7号阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求ることについてにつきましては、網本教育長の任期が本年9月30日をもって満了するため、網本教育長の再任について御同意をお願いするものであります。

次に、議案第8号阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求ることについてにつきましては、本年9月30日をもって任期が満了する委員の選任であります、現委員の再任でお願いするものであります。

次に、議案第9号阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについてにつきましては、本年9月30日をもって任期が満了する同委員の後任として、新たな委員の選任について御同意をお願いするものであります。

次に、議案第10号和解及び損害賠償の額を定めることについてにつきましては、本年5月に町道のグレーチングが外れて発生した財物事故に係る和解及び損害賠償でありますが、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第11号から議案第16号までは、令和7年度阿武町一般会計補正予算（第3回）のほかに、4つの特別会計と1つの企業会計の補正予算であります。

次に、議案第17号令和6年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、本日、長山代表監査委員にも御同席していただいておりますが、地方自治法の規定により認定をお願いするものであります。

また、全員協議会では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、そして契約の締結について、さらに令和6年度内部統制評価報告についてであります、地方自治法に基づき、それぞれ報告するものであります。

なお、最後にその他として診療所等複合施設について、現時点での進捗状況等についても御報告させていただくこととしております。

なお、御提案いたしました各議案の、なお詳細につきましては、その都度、担当参与から説明をいたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（末若憲二） 以上で、町長の挨拶を終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（末若憲二） これより、日程第1会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番、市原旭君、1番、米津高明君を指名します。

### 日程第2 会期の決定

○議長（末若憲二） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会議は、過ぐる9月2日開催の議会運営委員会において審議の結果、本日から9月19日までの10日にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月19日までの10日間と決定しました。

### 日程第3 一般質問

○議長（末若憲二） 日程第3、一般質問を行います。質問の通告者が5人ありますので、議長において通告順に発言を許します。

初めに、7番、市原旭君、御登壇ください。

○7番 市原 旭 7番、市原旭でございます。通告に従いまして質問をいたします。

道の駅周辺のハブ化、集中、集約は進んだだと思いますけれども、その中核か

らの周辺へのリターンはされているか伺います。

町の縁側推進プロジェクト、森里海と生きる町の取組として、道の駅やABUキャンプフィールドをハブとした施策を実行してきました。人や物、お金を地域内で好循環させ、経済効果を最大化することにより、稼げる町、持続可能な循環型社会を構築し、町民のみなさんの暮らしがより豊かになる取組を推進をしてきました。結果として、道の駅周辺の整備やキャンプフィールド、ビジターセンターの設置となりました。

強烈に後押となる動きもありました。萩ジオパークとして日本ジオパークに指定されたこと、さらにそのジオが示すとおり、恵まれた豊かな自然と基幹産業である一次産業を中心とした暮らしは、森里海の恵みを享受するということで成り立っており、NPO法人日本で最も美しい村連合への加盟へつながって行きました。まさに理想的な展開と言えるのではないでしょうか。キャンプ関連の集客は、天気が相手の宿命があり、一概に決めつけることはできませんけれども、評価は難しいところではあります。初期の集客目標をはるかに超えた船出であったと思いますし、現在でもそれは続いていると思っています。

ただ反省点として、それをハブとして周辺を巻き込んでいるかと言った点で評価すると、必ずしも上手くはいっていないのではないでしょうか。

阿武町観光ナビ協議会、通称あぶナビが開発する各種の体験プログラムを通じ、体験型の観光をしっかりと根づかせ、来町者を増やし、移住定住につなげるとともに、稼げる町の実現を目指しました。

町民主体による組織をつくってはみたものの、わずかな期間でリニューアルし、その後も様変わりをし、当初とかけ離れたもののように感じています。本当ならハブである道の駅やキャンプフィールドと周辺をつなぐパイプ役となるはずではなかったのでしょうか。

当初の計画がどうにさま変わりをしているような気がしてなりません。宇田郷地区、福賀地区、町内に恩恵とまでは申しませんが、循環を感じることになる手立てを考えているか、町長に伺いたいと思います。

○議長（末若憲二）　　ただいまの7番、市原旭君の1項目めの質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦）　　7番、市原議員の御質問にお答えいたします。

御質問の主旨は、道の駅やABUキャンプフィールド等の拠点施設の整備は進んだが、人が集まるこの場所をハブ、結節点として、阿武町版DMOの通称

あぶナビがパイプとなって、体験型のコンテンツの開発等を通じて、人やお金を周辺地域にいざなうという当初の目的が必ずしも上手くいっていないのではないか。

また、そうであるなら、今後どういう手立てを考えているかというふうなことであるというふうに思います。

初めに、あぶナビ設立の背景やこれまでの経緯について若干申し上げますが、御案内のとおり、今から4年前の令和3年3月に阿武町の観光を考えるというふうに銘打ち、町内ビジネスの収益を底上げする、そしてまた移住定住、関係人口、雇用機会を増やし、町の活性化と存続につなげる、さらには町外からの外貨を獲得し、持続可能な稼げる仕組みをつくるというふうなことなどを目標に、また行政に頼らない、純粋に民間の組織とするということで、当時であります、仮称で阿武町版DMO観光推進協議会の設立に向けた説明会を開催し、同年12月に賛同いただいた事業者、団体、個人合わせて17の会員で、法人格のない阿武町版DMO阿武町観光ナビ協議会というふうなものを立ち上げて、その後1年半ほど活動がなされました。

その間、民間を主体とする組織の利点を生かしながら、自ら組織の運営、企画等を行い、自立した組織を目指したわけでありますが、加盟組織数が多く、責任の所在や組織体制の曖昧さなど、様々な課題が浮かび上がりまして、結果的に当初の目的を果たすことができない状況が続いたわけであります。

こうした中で会員から、協議会の基本的な精神を引き継ぎながら、若い視点を持ち、阿武町の未来を担う子育て世代、かつ少数精鋭の新組織を立ち上げて、発展的に再スタートしたほうがいいのではないかとの結論になりまして、令和5年の5月にこの組織は解散して、その一月後に、観光推進のために商品開発や体験プログラムの開発を取り入れる上で、民間企業などと積極的にやりとりができる商社機能を持たすために、一般社団法人としての法人格を取得した上で、名前も簡潔に一般社団法人あぶナビとして再スタートして現在に至っております。

しかしながら、市原議員御指摘のとおり、当初の目的である、道の駅やABUキャンプフィールドへの来訪客を各種の体験型プログラム等を通じて地域に、農家や漁家に誘うことにより、移住・定住につなげるとともに、稼げる町を実現することができているかといえば、御指摘のとおり、まだまだ言わざるを得ない状況であります。

このことにつきましては、町としても何処にその問題点があるかを分析しているところでありますが、大きく2つあると思います。まず、組織の代表が本業との兼業というふうな状況で業務に専念できなかつたことや、商品開発や体験プログラムの造成、あるいは実施はするものの、いずれも単発的で発信力やPRの打ち方など広く展開、拡大するための知見やノウハウがないことが、またこれは大きな原因であったというふうに思っています。

そして実際、成功している他の事例等を見ますと、必ず専門的知識や経験を持たれた民間組織出身の方々がこれに関わっておるというふうに思っております。

それでは、それを解決するためにどうした手立てを講じるのかということですが、やはり今申し上げたように、専門家の力を借りることが最大の解決策であると思っておりまして、本年度当初予算であぶナビの各種の活動に伴走いただく、あるいはしっかりと引っ張っていただく専門分野の方を募集、就任いただくための経費を承認をしていただいたところであります。

これは、具体的には、総務省が実施している地域活性化企業人制度を活用して、旅行会社等にお勤めの即戦力人材を派遣いただくというものでありますが、ただ専門サイトに募集や、大手旅行会社に直接出向いて直談判等もしたわけでありますが、色々と手を尽くしましたが、中々適任者が見つからず、これも6月の議会の補正予算の説明において承認いただきましたが、地域活性化企業人制度から地域プロジェクトマネージャー制度に切り替えて、再度募集を行った結果、1人の方からの応募があり、書面審査・面接等を経て採用することいたし、この9月1日に辞令公布をいたしました。ちなみに、今回採用しました方のプロフィールを若干紹介しますと、お名前は根岸康弘さんで、年齢は56歳。東京都出身で大手企業に12年お勤めの後に、昨日テレビでやっておりましたけれども、東京都の離島、小笠原村の観光協会や一般社団法人東京諸島観光連盟で小笠原村の観光開発、振興に深く携わられて、多くのプロジェクトに中心的な立場で関わってこられた方であります。今でこそ、国内外で大勢の方に認知されている小笠原村でありますが、根岸さんが関わり始められた頃には、単なる僻地離島にすぎませんでしたが、スクラップ・アンド・ビルトを繰り返しながら、ファンマーケティング、アンバサダープログラムなどの手法を駆使しながら、全国でも前例のない観光施策に果敢に取り組んでこられ、私も何回か本人とお話をいたしましたが、その経験や知識、そして人脈などは、阿武町の觀

光振興、地域振興の活性化に必ず貢献していただけるものと期待しております。なお、根岸プロジェクトマネージャーのお住まいは、活動拠点の道の駅からほど近い奈古地区の空き家バンクの物件にお住まいをいただいております。任期は、基本は毎年1年の更新で最大3年ということになっておりまして、早速、あぶナビとともに町の観光振興に関わっていただいておりますが、今後、ABUキャンプフィールドなどを拠点に、これまでの豊富な経験やノウハウを存分に発揮していただきながら、町内の資源を活用したツアーの企画・販売や、農林漁業等の体験プログラムの開発・実施など、各種関係団体や個人事業者とも協議・連携をしていただいて、あぶナビ本来の目的でありました阿武町の玄関口であり縁側である道の駅、そしてABUキャンプフィールドを拠点とし、ハブとして、町を訪れた人がじっくりと体験しながら、奈古だけでなく、自然豊かで農産物の豊富な福賀や海の恵みに満ちた宇田郷地区を含めた阿武町全域での交流・消費活動につなげる仕組みを組み立てていただきたいと思っておりますし、私は、あの人であればしっかりとしてくれるというふうに思っておりますし、その気持ちを伝えております。なお、福賀地区での体験コンテンツ等につきましては、市原議員には、またいろいろな面でお願いすることもあるかというふうに思いますが、御支援・御協力を賜りますようにお願い申し上げまして、答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 7番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（7番、市原 旭議員「はい」という声あり。）

○議長（末若憲二） 7番、市原 旭君。

○7番 市原 旭 ありがとうございます。先日、就任の御挨拶ということで、根岸さん、私のところにも来られました。偶然、私もテレビで前日に父島の話というのをテレビで見ておりまして、非常にタイムリーで心強い方が入られたなというふうに思いましたので、今後とも御活躍を期待したいと思っております。以上です。

○議長（末若憲二） 答弁いりますか。

○7番 市原 旭 いいです。

○議長（末若憲二） 7番、続いて2項目めの質問を許します。御登壇ください。

○7番 市原 旭 2項目めの質問に入ります。県道益田阿武線を安全に通行

するための要望を伺います。

県道益田阿武線は、車線が広がり、現在はスクールバスが走り、デマンド交通が高校生を、さらに、みどり保育園の園児を乗せた車両が走っています。今後は、あぶ診療所への利用者が増え、ますます頻繁な往来になってくると思います。そこで要望です。これは、かなり前の話となりますけれども、ローリング族と呼ばれる峠を暴走する困り者がたむろした時期があります。その対策でしょうか、カーブや拡幅した部分にポールやガードレールが設置されました。提案ですが、先ほど説明したとおり、子供たちを乗せた車両の通行が増加し、あるいは、これから先の利用者増を考えると、あのポールや余計なガードレールは非常に邪魔でなりません。管轄であろう県へ取り外すように要望はできないものでしょうか。そもそも、積雪時のタイヤ交換やチェーンの装着、あるいは積雪時の緊急的な避難の駐車スペースだったろうと思います。そう考えると、早急に外していただき、元の広さを確保すべきだと思いますが、町長の答弁を求めます。

また、この道路の排水溝、側溝に枯草が堆積し、急な豪雨時、今日のような天気ですけれども、道を水が横断し、大変危険な状態になることがたびたびあります。危ないと感じことがあります。冬期には凍結し、スリップの原因ともなり、利用者として耐え難い不安であり、何かが起こった後では遅過ぎます。県道であるために、町では即答できないことは理解しておりますけれども、事情を勘案し、早々の対応をお願いします。県のほうで年間に何度も溝の掃除をされているのか。あるいは、されていないのであれば、利用者である町民の困り事でもあります。町で代行的なことをされる考え方はないのか、併せて町長に伺います。

○議長（末若憲二）　ただいまの7番、市原旭君の2項目めの質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦）　2項目めの県道益田阿武線についての御質問であります。御質問はガードレールの件と、側溝の清掃の件というふうな2点であります。最初に1点目の県道益田阿武線の道路の拡幅部分、広がった部分に設置されているポールやガードレールの撤去であります。現在の県道益田阿武線の河内集落から福賀地区の田平までの間に、車の待避所として利用可能な箇所は、全体で大小ありますが16か所ほどありますけれども、市原議員が御指摘の箇所は、中でも特に急カーブで急勾配のいわゆる床並のことだろうというふうに思

います。この床並につきましては、車の待避場所は9か所ほどありますが、そのほとんどの箇所で道路側にガードレールや支柱が設置されており、乗用車なら両端の支柱の間が三、四メートル空いておりますので、何とか進入して休憩、あるいは駐車等はできますが、それ以上に大きな、例えば先ほどあったスクールバスなどにつきましては進入することができない状況であります。こうした中、私もガードレールやセンターポールは、一時期はやった、これはほとんど夜中でしたが、カーブでタイヤを横滑りさせながら、あるいはドリフトさせながら爆走することを楽しむ集団、いわゆるローリング族の危険運転や、爆音抑止、そしてまた集合場所をなくすというふうなために、地元住民から町を経由して県に要請し、県がこれに応えて設置したというふうに聞いておるところであります。御質問は、このガードレールや支柱が邪魔になるために、管轄の山口県へ撤去の要望ができないかということですが、私といたしましても、確かに道路側のガードレールや支柱で待避所が入りにくくなっていますし、センターポールは運転に大変邪魔になり、そもそもその多くが車の衝突などによって折れて飛んでいっているのが現状であり、また、最近ではローリング族も見かけませんので、県は県としていろいろとお考えはあるでしょうが、取りあえずは御指摘のとおり、県に対して撤去について要望してみたいというふうに思います。

次に、2点目の道路の側溝の枯れ葉等の清掃、除去等の問題であります。このことにつきましては、県に確認いたしましたところ、道路側溝・排水口の管理については、道路パトロールにより、著しく排水機能が損なわれている箇所が確認されれば対応を検討するが、予算内での対応となるとの回答であります。年に何回清掃するとかは、状況や場所によって判断するということであります。御質問では、この道路の側溝・排水口の管理については、県が適切な対応をしない場合は町が代行するような考えはないかということですが、さすがに道路管理は、国、県、市町がそれぞれの管轄によって管理するのが基本であり、県道の管理というか、そういったことを町が行うことはあまり現実的ではないかなというふうに思っております。ただ、県道益田阿武線は、奈古と福賀を結ぶ町民にとっては毎日の住民生活に欠かせない最重要道路の一つでありますので、今回の市原議員の御質問の趣旨はしっかりと理解した上で、先ほどのガードレールやセンターポールの件、さらには日常の側溝の枯れ葉や障害物の除去等の維持管理の徹底につきましても、早速、併せて県に要望してま

いりたいと思っております。以上で答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 7番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（7番、市原 旭議員「ありません」という声あり。）

○議長（末若憲二） それでは、7番、続いて3項目めの質問を許しますので御登壇ください。

○7番 市原 旭 それでは、3項目めの質問に入ります。奈古福賀間の町営バスの廃止の代替について伺います。町営バスの廃止の件ですけれども、阿武町地域公共交通会議に私も出席しております。その中で、利用者が極めて少なく、空気を乗せて走っているようなものだと、やゆされても仕方がない状況だといった説明もありました。私もその状況を見ており、廃止もやむを得ないなという意見に同調したものであります。しかし一方で、その中で、公にする前にきちんとした代替案を併せて公表するようお願いもしております。そうしないと住民は混乱し、不満が出て反発を生みますと併せて述べております。先般のまちづくりの懇談会で、住民からの質問に、町長はデマンド交通の利用との返答をされていました。その場は収められたと思われたかもしれませんけれども、現実には何ら代替案を示したことにはならないと私は思っています。現行では、デマンド車両は各地域に1台ずつですし、決まった時間に決まった路線を走る定期便とは全く機能が異なっています。かといって、定期便では採算が取れない、それは分かっています。私は公になる前に代替案をとの要望をしておりました。決定しているのであれば、それを含めた答弁をお願いしますし、また、これから考えるのであれば、できるだけ早めの代替の検討をお願いしたいと思っています。以上です。

○議長（末若憲二） ただいまの7番、市原旭君の3項目めの質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦） 奈古福賀間の町営バス廃止の際の代替についての御質問をいただきましたが、最初に、令和6年度の町営バスの利用状況等について御報告をさせていただきます。まず、オレンジの福賀便でありますが、利用者は年間で2,425人となっておりまして、これは前年度の令和5年度と比べて20%減少しております。デマンドの関係もあるというふうに思います。次に、ブルーの宇田郷便の乗車実績でありますが、年間で8,438人となっておりまして、こちらは前年度の令和5年度と比較して12%の増加というふうになっておりま

す。また、1台当たりの乗車人数ですが、町営バスは福賀便も宇田郷便も1日5往復ですが、福賀便につきましては、1台当たりが平均で割りますと0.66人で、宇田郷便につきましては、1台当たり平均で2.3人という状況であります。なお、この差の要因につきましては、宇田郷地区は比較的バス路線に住居が集中していることや、食料品等の調達に奈古へ行くことが多い、必要があるためにバス利用が多いという反面、福賀地区においては、バス路線から遠く離れて住居が点在しております、高齢になつても自動車を運転せざるを得ないというふうな人が多いということ、さらには、先ほど申し上げましたが、デマンド交通がいち早く浸透したこと、その一因であるというふうに思つてゐるところであります。

ただ、いつだつたかは定かには覚えませんけれども、福賀地区でデマンド交通が始まるきっかけとなつたときのお話だったというふうに思いますが、コミュニティワゴンの利用者が少なくて、空気を運んでいるという状況で、大変無駄な税金を使つてゐるので、これを解消して、もっと使いやすいものにしようという意見が会員の中から出て、これに賛同する会員がデマンド交通を立ち上げたというふうな経緯であったというふうに伺つております、その意味で、やはり住民から見れば、町営バスといえども、1台当たりの乗車人員が1人に満たない状況、まさに空気を運んでいる状況の中で、例えば、令和6年度においては、防長交通に福賀便は1,560万円の赤字補綻をしておりまして、これを続けることは、同じような批判を受けて、なかなか町民の理解を得にくいと思われるために、やむなく廃止の判断に至つたことは御案内のとおりであります。

こうした中、地域住民の理解を得られるように、正式に廃止を決定する際には、併せて代替案を説明するようにとのことであります。町ではこれまで、令和6年度の自治会長集会において、福賀線の実情と廃止を検討している旨を説明させていただいており、また、先ほどもありましたが、今年度のまちづくり懇談会におきましても、町民の方からの御質問の中で町営バス廃止の検討や、代替にはデマンド交通を検討している旨の、ある意味、予告的な説明もさせていただいたところであります。また、地域公共交通会議の際に、市原議員からも先ほどありましたように、利用者が極端に少ないこと、福賀地区ではドア・ツー・ドアのデマンド交通の利便性が高いことなど、福賀便の廃止には一定の御理解をいただいていると思っておりますと同時に、福賀診療所が廃止になる際には、奈古地区への交通手段の在り方等についても配慮をし、というふうな

お話を聞きしているところであります。

また、特に萩市の高校に通う生徒さんの路線バスの代替手段の確保もまた重要であり、このことにつきましては、基本的にはデマンド交通に工夫をえた形で、変則的な形でやっていきたいというふうに考えているところであります。なお、令和7年度において、福賀地区から萩市の高校へ通われている生徒さんは5人前後と聞いておりますが、今月中には生徒の親御さんから、通学にはデマンド交通を利用されるか否かをヒアリングして回るということになっておりまして、この結果によつては、現在使用している5人乗りのコンパクトカーを、例えば七、八人乗りのミニバンタイプの車両に変更すること等も検討することも必要であるというふうに思っておりますし、また、福賀診療所の廃止の際にも同じようなことを考える必要があるのではないかというふうなことも考えてゐるところであります。以上で答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 7番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。（7番、市原 旭議員「はい」という声あり。）

○議長（末若憲二） 7番、市原旭君。

○7番 市原 旭 今、診療所ができた場合の車の便であるとか、高校生のためのワゴンカーという形の案もありました。利用者は特にそこが一番多いと思いますので、ぜひ前向きに御検討いただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） 今、高校生の通学でありますが、特に帰りでありますが、以前からありますように、JR等の時間のそこがありまして、これがうまく連結できない。バスを遅くすれば、人間を1人増やさなければいけない。1日の総労働時間の問題がありまして、丸1人ほど、1.0人員を増やさなければいけないというふうなことになりますと、今、1,500万円の赤字が、もう何百万円、また一遍に増える、上がってくるとふうな状況の中で、そこもできないというふうなことで、その齟齬は、今のところはちょっと解消しにくいなどというふうなことがあります。JRはずっとつながっておりますから、阿武町のところだけバスに合わせてくださいという話は、現実問題で難しいというふうに思いますので、そのそこは出てまいりますし、今、既にデマンドさんにおきましては、ふくすけ便にお願いして、走行の分については対応していただいております。多分、今後もそういうふうにならざるを得ないというふ

うに思いますが、行きと帰りの定期の町営バスが廃止になるということになりますと、やはり高校生の行きと帰りの時間の定期的な、バスじゃなしに今度はデマンドですが、そのようなやつも必要じゃないかなというふうなことは、今、部内で、そこだけは、あとは電話の予約なんですけれども、そういう定時、いつまでに学校に行かなきゃいけないという、行きと帰りのそういったものは、デマンドを使った形でやる必要があるんじゃないかというふうなことは、今、いろいろ検討しております。まだまだいろいろアイデアもあるというふうに思っておりますので、いろいろと御意見を伺いながら、そして我々も、やめればいいというもんじやないことは当然のことですから、しっかり皆さんに利便性が少し悪くなるのは、これはもうしょうがない、お願いしないといけないことがあります、なるべく不便が少なくなるように努力をしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（末若憲二） 7番、再々質問はありますか。

（7番、市原 旭議員「ありません」という声あり。）

○議長（末若憲二） 再々質問がないようですので、続いて4項目めの質問を許します。御登壇ください。

○7番 市原 旭 それでは、4項目めの質問に入ります。あぶ診療所について、開設に向けてのスケジュールと今後の展開について伺いたいと思います。あぶ診療所について伺います。現在、かなりのスピード感を持って進められている本件ですが、まだ未定な部分もありましょうが、大まかな方向性は見えてきていると感じております。今現在で公表できる、できるだけ具体的な答弁を求めたいと思います。

また、宇田郷や福賀地区の方には、特に今後利用価値が高いと思う遠隔診療について、説明を求めます。仮に遠隔で診療が可能になるとすれば、私のように高血圧症の者にとっては、福賀にいながら薬入手できるようになるのか。また、その開始時期について伺いたいと思います。さらに、併せて福賀診療所の今後についても御答弁を求めるます。

○議長（末若憲二） ただいまの7番、市原旭君の4項目めの質問に対する執行部の答弁を求めるます。町長。

○町長（花田憲彦） あぶ診療所に関して、開設に向けてのスケジュールと今後の展開、そして遠隔診療、さらに福賀診療所の今後についての御質問をいただきました。最初に、あぶ診療所の開設に向けてのスケジュールと今後の展開

についてであります。御案内のとおり、旧齋藤医院の閉院に伴い、今年の1月から福賀診療所の巡回診療として、なご診療所を運営してまいりましたが、これをこの9月1日より、新たに阿武町国民健康保険あぶ診療所として独立して、また、診療日数も0.5日増やしまして、週3.0日としたところであります。なお、この理由につきましては、実は、巡回診療は、診療日数が最大で週2.5日までというふうな制限がありまして、なご診療所は、これまでの実績といたしまして、1日の診療予約人数が多くて、患者さんを大変待たせている状況であります。さらに、健診業務や、これから冬を迎えるに当たり、インフルエンザや新型コロナワクチンの予防接種業務等を行う時間が、今、取れないような状況になっております。さらに、新しい診療所の完成と開設を同時に行った場合、開設の諸手続や患者さんのデータ移行等、何もかもが一緒になってしましますので、事前にできることから準備しておこうということで、新しい診療所での業務をスムーズに移行できるというふうな思いからであります。

ただ、県内のどの地域におきましても医師が不足している中で、週0.5日とはいえども医師の確保はなかなか難しいわけであります。このたびは山口県及び県立総合医療センター・へき地医療支援部に全面的に御協力をいただきまして、診療日数を増やすことができたことは本当にありがたいことであります。今年度いっぱいは、この週3日の体制で診療をしてまいりたいと思っております。なお、来年4月以降であります。引き続き、県と山口大学医学部と連携しながら、医師の確保について協議しているわけでありますが、現時点でこうなりますというふうな報告ができる段階ではありませんが、最大限の努力をしていくつもりですので、御理解いただきたいというふうに思います。いずれにいたしましても、新しい診療所施設の完成は来年7月を予定しております。いろいろな準備を整えて、10月1日には週5日診療の新しい診療所をスタートさせたいというふうに考えております。

次に、遠隔診療、オンライン診療であります。今回、あぶ診療所の開設に伴い、電子カルテを導入いたしまして、これによりオンライン診療が可能となります。オンライン診療につきましては、当面は、例えば、医師が災害や交通事情等により、あぶ診療所に来ることができないような場合などに、あぶ診療所の患者さんと医師との間をオンラインでつなぐ形での診療となり、さらに将来的には、私もこれは選挙時の公約の一つとしておりましたが、オンライン診療車を令和9年度中に導入して、できれば令和10年度から本格的な運用開始を

したいというふうに考えております。オンライン診療車は年々進化しております、血圧計をはじめ、患部を見るための高性能のカメラ、そして聴診器やエコー等の医療機器等が装備されておりまして、車の中で計測した数値や画像が即座に電子カルテ上に取り込まれて、医師は診療所にいながら車の中の患者さんを診察できるというふうなことあります。今後、さらに医師不足が深刻化して、また阿武町では、さらに高齢化が進んで、診療所までの通院が困難な患者さんが増加することが容易に想定されるわけありますが、福賀地区や宇田郷地区の患者さんはもとより、どこまでできるかは分かりませんが、可能なら町内の外出ができない患者さんの自宅辺りまで行って、診療をできるようにしていかなければなというふうに思っておりますし、その意味では、このオンライン診療車は、新たな分野、新たな手段として、今後、過疎地域の医療に必要になるものと思っております。

なお、オンライン診療を行った際の薬についてですが、オンライン診療後に、引き続き薬剤師によるオンラインでの服薬指導を行った後、自宅へ、例えば配送・配達、または支所などへ一旦送って、取りに来ていただく。細かには決まっておりませんけれども、そういった仕組みを構築してまいりたいというふうに考えております。これは実際にあったことありますが、福賀診療所では、これまで院内処方を行っておりましたが、院外処方も取り入れて、実験的に介護保険サービスの一つである居宅療養管理指導というふうな制度を利用して、薬剤師により御自宅へ薬を持参していただき、薬の飲み方等についても指導していただいたというふうな、これは実例があります。薬局の御協力がいただければ、このことはすぐに可能となる仕組みではありますが、遅くともオンライン診療車での診療が開始する時点では、薬が自宅または支所等に届く仕組みができているようにしておきたいというふうに思っております。

最後に、福賀診療所の今後についてですが、福賀診療所につきましては、御案内のとおり、政井医師の定年退職に伴い、昨年4月より週3日、実際には1日を午前と午後、半日ずつに分けておりますので、4日にまたぐわけありますが、診療を行っているところでありますが、以前開催いたしました地元説明会でも、遅くとも令和10年度を目途に閉院する旨を御説明させていただきました経緯がありますが、御案内のように、福賀診療所の患者さんも年々減少しておりますし、来年10月1日に、片や新たな診療所をスタートさせる際に、福賀診療所につきましては、現状を確認しながら、診療日数や閉院の時期

等も検討し、あぶ診療所に患者さんを引き継ぐ形でソフトランディングをしていきたいと考えているところであります。以上で答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 7番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（7番、市原 旭議員「ありません」という声あり。）

○議長（末若憲二） 再質問はないようですので、続いて5項目めの質問を許します。御登壇ください。

○7番 市原 旭 それでは、5項目めの質問に入ります。ABUチャレンジセミナーと公設塾の今後の展望について伺いたいと思います。子供たちが安心して学び、自分の可能性を伸ばしていくよう、地域ぐるみで教育を支える新たな取組、民間の学習塾がない我が町で、子供たちに学びの場を提供しようと、教員を目指す大学生から英語や算数などを教わるABUチャレンジセミナーと題した夏休みのセミナーを行っております。また、6月1日には、町と民間企業（株）Founding Baseとの間で公設塾の開設に向けた連携協定を締結されるなど、足早に他の市町にない取組を始めています。

私は、令和4年12月の一般質問で、平成26年に全国の教育委員の制度改革について触れています。改正前までは、教育行政の自主性確立と政治的な中立といった考え方があり、行政とは一歩離れた面がありました。それが、この改正を機に、自治体の町と教育委員会が教育行政について協議・調整をする場である総合教育会議が設置されることになりました。首長が教育の目標や施策の基本的な方針となる大綱を制定することとなりました。今回のこれは、それを受けての花田町長なりの教育改革であったのではないかと、詳しくは存じませんけれども推測をしております。いずれにしても、花田町長、網本教育長とのタッグチームによる他の市町を1歩も2歩もリードするファインプレーであったことには間違いがありません。町長から今後の展開について答弁を求めます。

○議長（末若憲二） ただいまの7番、市原旭君の5項目めの質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦） ABUチャレンジセミナーと公設塾の今後の展望についての御質問にお答えいたします。市原議員も長らく教育委員あるいは教育委員長も歴任されておりましたが、新たな教育委員会制度の発足までは教育の政治的一律性を強く意識するあまりに、教育委員会に一定の独立性を認めて、首長が教育の内容にまでなかなか踏み込めないというふうな制度になっていたこと

は、今、御指摘があつたとおりであります。一方で、教育委員会には財政的な権限がないために、財政支出を伴う施策は教育委員会が独立して企画・実施することが難しいという側面もありました。こうした中、平成27年4月にスタートした新たな教育委員会制度においては、教育の政治的中立性や安定性を確保しつつも、首長が教育長を任命する、また、教育大綱を作成する、さらには、首長と教育委員会が教育行政について協議・調整を行う場として総合教育会議を招集するなど、首長と教育委員会が連携強化を図って、両者が教育行政の方向性を共有して執行に当たるというふうなことが求められているわけあります。

そして、このたびのABUチャレンジセミナーや公設町営塾の開設につきましては、まさに総合教育会議などにおいて、私の思いと教育委員会の思いが一致したもので、町長として常に教育委員会と方向性を共有しながら、予算の確保や条件整備に努めてきたところであります。特に、公設町営塾の開設につきましては、これまで何度も申し上げているところではありますが、阿武町に塾がないことが、阿武町で育つ子供たちにとって大きなハンディキャップになつてはならないというふうな思いで、その実現を早急に進めるよう教育長に指示をしているところであります。なお、ABUチャレンジセミナーや公設町営塾の今後の展開については、この後の池田議員からの御質問に教育長が詳しく答弁するというふうに思いますが、これからも教育委員会との連携を密にしながら、阿武町の宝である子供たちの教育環境の整備や学力向上対策も含めた教育行政に町長として積極的に機に関わって、さらに支援をしていきたいというふうに思つておるところであります。以上で答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 7番、再質問ありますか。

（7番、市原 旭議員「ありません」という声あり。）

○議長（末若憲二） ないようですので、続いて6項目めの質問を許します。御登壇ください。

○7番 市原 旭 それでは、通告しております最後の質問をしたいと思ひます。今後の農業事業継承について伺いたいと思います。今後の農業について、現在、異常なほどの高騰が続く米価ですけれども、農家にしてみれば、燃料、肥料、農薬など、雇用をしていれば人件費も高騰しております。必要経費が軒並み高騰しているということで、正直、それほど世間が感じているほど儲けはないものだというふうにも思つています。そんな中、農家の高齢化はどんどん

ん進んでいます。地域形成の継続といった意味合いからも、積極的な事業継承を施策として進める必要があろうかと思います。以前にも述べましたけれども、福賀地区ではホウレンソウ、スイカ、梨など、特産品などの生産者は少なくなり、正直なところ、風前の灯火状態と言っても過言ではないかと思います。かといって、いきなり外部から就農してやりたいという思いだけでは乗り切ることができない、そんな安易なものではないとも思っております。農機具やハウスといった資材、設備投資、長年培った技術と経験、それらが相まってやっと身を結ぶものではないでしょうか。ありがたいことに、現在でも田舎暮らしを求めて移住をする方がいらっしゃいます。皆さん口をそろえて、仕事があればと言われます。農業にとってやる気は一番大事なのですが、先ほど述べたように高いハードルが幾つもあります。今回、ホウレンソウ農家で事業継承をされた方がおられます。ある意味で大きなモデルケースとなるのではないかでしょうか。この件で、町のほうから幾つかの補助がされたのか、今後、こういったケースを町として進めいかれるお気持ちがあるのか、町長に伺いたいと思います。

○議長（末若憲二）　ただいまの7番、市原旭君の6項目めの質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦）　今後の農業、事業継承についての御質問ですが、御指摘のように、昨年から令和の米騒動と呼ばれている米価の高騰ですが、このように急激な値上がりは、消費者にとりましては高過ぎるといった声がある一方で、生産者側から見れば、生産に係る各資材や人件費の値上がり等を勘案すれば、収益はさほど上がってないというふうな、いろいろと難しい問題であります。このことは現在の金額で申し上げますと、JAの米の概算金においては、コシヒカリ一等米が令和5年産が1俵当たり60キロですけれども、1万1,760円でありまして、これが令和6年産が1万6,380円、そして令和7年、今年でありますが、今年度産が2万5,500円と大幅に上昇しているところであります。令和5年度産までは1俵当たりの概算金がおおむね1万円前後で推移しておりましたので、今考えれば、あのときの価格は何であったのかということでありまして、ネット等を見ますと、米農家の時給は、その当時、時給10円とか100円とか言われておりましたが、私も以前は米を作ってJAに出荷しておったことがあります、身に染みて同感に思うところがあります。消費者にとりましては、米価は安いに越したことはありませんが、阿武町のように第1次産

業中心の町に住む者にとって、特に米農家にとりましては、ある程度の農家所得を安定的に確保できるという意味において、一定水準の生産者米価の安定的確保は、再生産への投資による持続性の担保と、さらには地域農業の発展、また自信を持って後継者を迎える、あるいは確保対策が講じられるという観点からしても大変重要でありまして、なおかつ農地のみならず、地域の荒廃防止、あるいは地域振興、さらには国土保全や食料の安全保障にもつながるものであると思っておりまして、このことは一定程度消費者にも御理解いただけるのではないかなどというふうに思っております。国はこれまで地方創生のために多くの施策を展開し、多額の国費をつぎ込んできましたけれども、このように一定水準の米の価格をしっかりと維持すれば、農業後継者はしっかりと地方に残り、地方からの人口流出防止の大きな力となり、地方創生の決定打になり得るわけでありまして、私は今回の価格の上昇は農業の将来展望に一筋の明るい明かりが灯ったのではないかと感じているところであります。妥当な線がどのくらいかは分かりませんが、ぜひ消費者にとっても、生産者にとっても、ワイン・ワインの形で落とし所を見つけてもらいたいものだと思っております。

次に、ホウレンソウ農家の就農者への支援であります。実は町内において、ある程度の規模のホウレンソウ農家さんが、数年前から、事業後継者があれば、自分の持つ技術とハウスや栽培に必要な機械等を譲渡する気持ちがあるとのことで、そういう方がいれば紹介してもらいたいというふうな意向を伺っていたところであります。一方で、昨年5月に他県に在住されて奥様が福賀出身ということで、空き家バンクを通じて福賀でお住まいを探しておられた御夫婦が、せっかくなら特産品であるホウレンソウ栽培をUターン後の主業としてしたいといった希望を持っておられまして、今回、それがマッチして、今年の4月から研修を開始されたところであります。なお、この研修に際しましては、阿武町内の第1次産業において、高齢者等、担い手不足が進行する対策として、令和3年4月から制度化いたしました国や県の対象とならない就業希望者を対象に事業継承のための研修を受ける新規就農者に対しまして、月7万5,000円、年間で90万円であります。これの研修費を助成し、また、指導者、指導するほうの農家につきましても、月1万円、年間で12万円であります。この指導料を補助する町単独の阿武町がんばる農林水産業就業・経営等支援補助金という制度を御利用していただいているところであります。私といたしましては、せっかくつくった制度を活用していただいて農業後継者が生まれることは大変

ありがとうございました。このような事例は大切にしたいというふうに思っておりますし、せっかくある施設や作物の栽培が継続できるように、制度につきましても必要があれば柔軟に見直すことも視野に入れて、できる限りの支援をさせていただきたいというふうに考えているところであります。以上で答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 7番、再質問ありますか。

（7番、市原 旭議員「はい」という声あり。）

○議長（末若憲二） 7番、市原旭君。

○7番 市原 旭 再質問といいますか、今回、奇をてらったように6項目も質問させていただきました。各課に質問したわけですけれども、選ばれる町をつくるということで、各課が横断的に、一つ一つはそれぞれの課の問題だったかもしれませんけれども、横断的に、町民から見れば阿武町の問題ですので、それ意識を持って選ばれる町をつくっていただくために努力していただきたいなというふうに思います。ましてや、議会もしっかりとそれに関わって、まちづくりを共に目指していただければというふうに思っております。また一方で、一般質問というのは議員の持つ特権であります。毎回多くの議員が質問されることを今後も祈りつつ、また、時には私の型破りな質問もあってもいいのかなというふうに思いながら、7番、市原 旭の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（末若憲二） これをもって、7番、市原旭君の一般質問を終わります。

ここで会議を閉じて、10分間休憩いたします。

休憩 10時35分～10時43分

○議長（末若憲二） 少し早いですが、休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、5番、松田穰君、御登壇ください。

○5番 松田 穰 では、5番、松田穰、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず1つ目、道の駅、キャンプフィールドの現状はどうなのか。2022年3月にABUキャンプフィールドがオープンいたしました。当初、スノーピーク監修のキャンプ場でもあり、また、その商品をレンタルで活用しての手ぶらキャ

ンプなど、近隣市町にはない新たな町の取組に、若干の不安と大きな期待を持った覚えがあります。当時はコロナ禍でもありましたが、密を避けられるレジヤーでもあるキャンプはブームだったこともあり、以前一般質問でも質問しましたが、オープン当初からの利用者はその目標を大きく上回った内容の答弁があったと記憶しております。実際、2022年度は約2,680万円の売上げが上がっていました、実際我々も仕事中にテントがたくさん張られているのをよく目にしておりました。あれから約3年半がたち、最近はそういった会話がされる回数も減ってきて、猛暑の影響なのか、キャンプ人気も大分落ち着いてきたのかという話題に変わってきました。キャンプ場の売上げを見てみると、2023年度は約2,455万、2024年度は約2,160万と減少傾向にあります。キャンプ場の性質もあると思いますが、キャンプサイトの数が決まっている以上、使用料に関しても他の宿泊業と同様に、どうしてもその上限が決まってしまいます。売上げを伸ばしていくと考えると、当初よく耳にしていた手ぶらキャンプのような付加価値をつけた利用客への取組や、夏場に行う海士体験のような体験メニューの開発など、利用者増への取組が今以上に必要と考えます。指定管理者であるあぶクリエイションは、その株式の8割を町が持っております、筆頭株主でもあります、現状と今後について、町長はどのようにお考えでしょうか。また、サービス向上や付加価値をつけていくには、マンパワーも必要であるように思いますが、キャンプ場、道の駅の指定管理者でもあるあぶクリエイションの従業員は、2021年度は57人、2022年度に53人、2023年度に56人、2024年度は38人、現状も40人を切っている状況だと最近耳にしました。道の駅設置の目的は、当初はドライブ時の休憩場所的なものから始まり、今では地域の特産物や観光等の情報発信、地域の雇用創出や地域活性化という、地方創生の重要な役割を持つようになりましたが、現在の道の駅阿武町はその役割を果たす状態にあるのか、また、マンパワーの減少は、残ったスタッフの負担を増やすことにもつながると思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

以上、お願いいいたします。

○議長（末若憲二）　ただいまの5番、松田穰君の1項目めの質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦）　5番、松田議員から、道の駅阿武町及びA B U キャンプフィールドについて2項目、具体的には、A B U キャンプフィールドの利用者の減少についての認識と、道の駅の従業員数が減少した中で、道の駅としての

役割を果たせるのか、また、従業員の負担増になっていないかというふうな趣旨の御質問であります。

最初に、1点目のキャンプ場の利用状況ですが、御指摘のとおり、利用者数、売上げとも残念ながら若干減少傾向にあることは、御指摘のとおりであります。具体的な数字で申し上げますと、売上げにつきましては、先ほどありましたが、2022年度が2,680万円、2023年度が2,455万円、2024年度が2,160万円となっており、また、利用者数につきましては、2022年度が1万2,032人、2023年度が1万1,429人、2024年度が9,932人となっておりまして、この利用者数につきましては、当初の利用目標が1万人でありましたので、昨年度は68人（0.07%）下回ったというふうなことで、1万人に対しましては達成率が99.3%となっておりますが、2025年度につきましても、この減少傾向については続いているというふうに聞いております。なお、この要因でありますが、表面的には、何と言っても、キャンプブームが一段落したというふうなことが最大の要因と思われますが、私といたしましては、このことは、もうそれよりうんと前にキャンプフィールドの整備を検討する段階で、当然予測されていたことでありまして、そうしたことが起こっても、お客様にこのキャンプ場に足を運んでいただけるために、それまでに阿武町版DMOである「あぶナビ」がしっかりと機能して、体験型コンテンツ等を充実させて、ABUキャンプフィールドが、他のキャンプ場にない魅力あるキャンプ場になるようにと考えていたところでありますが、私は、そのところが残念ながら、まだまだ上手く機能していないと感じているところであります。なお、このことにつきましては、特に「あぶナビ」がしっかりと機能し、地元にお金が落ちるような体験型のコンテンツを造成する力を発揮できるように、当初予算に計上させていただき、そういうノウハウ、スキルを持った専門家を招聘したことは、先ほどの市原議員への答弁でも申し上げたとおりであります。

なお、これも当初からのことですが、そもそもキャンプ場については、単体で利益を上げられるとは想定しておりませんで、キャンプ場は、何とかとんとん維持してもらい、縁側機能であるとか、そういったことはもちろんでありますが、キャンプ場の利用者が道の駅の直売所等で買物をしたり、温泉を利用することによって、道の駅全体の売上げを押し上げたり、あるいは町内の商店で買物をしたりする附随的な、二次的な相乗効果を期待しているわけであります。なお、このことにつきましても、それがどの程度金額になるのかを数

値化、見える化し、事業効果を町民に説明する必要があるというふうに思っておりまして、これも当初予算に計上しておりますが、現在、ABUキャンプフィールドが道の駅や町にもたらす経済波及効果の算出というふうなことで、一般社団法人ちいき未来研究所に業務委託をし、検討が進んでいるところであります。

次に、2点目の道の駅全体の従業員数が大幅に減少している中で、本来の道の駅としての役割を果たせるのか、また、その分、従業員の負担が大きくなつてはいないのかというふうな御指摘であります。道の駅の経営につきましては、実は、毎月、社長というか、藤村駅長ですが、これとの定例ミーティングを行っておりますし、売上げ状況等の報告を随時受けて、定期的に受け、必要によっては私も意見を述べているところでありますが、このたびの従業員の減少というか配置あるいは人員の見直しにつきましては、私は、あぶクリエイションの社長交代による経営方針の見直しや、業務改善に着手した結果によるものであると思っておりまして、この方針の具現化として、意図的に減少させているとの認識であります。肯定的に受け止めているところであります。例えば、キャンプ場は、利用は主に土曜日や休日になり、当然、平日、あるいは雨天や強風等でクローズの日は、従業員も比較的仕事が少ないわけですが、こういったときの人員をいかに効率よく運用するかが経営に直結し、最終的な利益率の向上にもつながっていると考えています。こうした意味で、これまでキャンプ場では、平日・休日関係なくパートを含めて6人体制で業務をしておりましたが、9月からは基本2人体制で、繁忙日あるいは繁忙時間帯には応援を回すとするような体制とするなど、縦割りの硬直した体制を見直して、人的経費を抑え、少しでも売り上げロスを減らすように努力をしているというふうに私は見ております。

また、御指摘の道の駅全体の従業員の数ですが、2023年度末の56人に對し、2024年度は18人減の38人となっておりまして、ただ、この最大の要因は、レストランのテナント化によるものであります。パートを合わせて18人減のうちの12人がこれであります。レストラン部分の人員減少が大きなものであります。他の部署につきましても、今後の人手不足や最低賃金の引上げ等に対応するためには、販売管理費の過半を占める人件費の適正化を図って、少數精銳で業務が遂行できるよう、1人当たりどれぐらいの粗利が生み出していけるかを示す、いわゆる人事生産性の向上に注目して、業務のスクラップ・アン

ド・ビルドや人員配置の変更など、筋肉質な業務改善を行った結果でもあります。このことは、給与待遇改善あるいは福利厚生充実にもつながり、魅力とやる気を高める職場を目指しているものであるというふうに私は解釈をしております。ただ、御指摘のように、道の駅はそれぞれ課せられた役割がありまして、道路利用者の休憩機能や情報発信機能もそうですが、地域連携機能として、地域の農林水産業の振興や活性化、雇用の場の提供などについてもしっかりと認識した上で、私も目配りをし、また、必要な助言を申してまいりたいと思いますので、また、お気づきの点などありましたら、御意見等を賜ればと思っているところであります。

以上で答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 5番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。5番、松田穰君。

○5番 松田 穰 では、再質問をさせていただきます。当時は、スノーピーク監修というのが、すごい、いろんな人に聞いても、やはりすごいことだなというのをいろいろ耳にしていたんですけど、そのときに、話の中でやっぱり手ぶらキャンプというのが、特に東京方面から石見空港を利用してのお客さんの誘致だったり、そういういた、車以外の手段で町まで来られて、キャンプ用品に関してはキャンプ場で設置していただく、これはサイトの使用料だけでは上限が決まってしまうキャンプ場という、その特性の中で、プラスアルファの収益を上げるものにつながると自分は思ったんですけど、最近、そのレンタルがどうなのか、ちょっと人員が辞めたというのを耳にして、いろいろホームページとかを見てみたら、キャンプ場のホームページで9月からレンタル業務見直しということで、レンタルの受付は、今、停止中というような案内で、これがやっぱり、人を今からちゃんと増やして、それをちゃんと使えるような体制になっていくのか、せっかく今まで聞いたことのない手ぶらキャンプみたいな企画があるんであれば、やっぱり、そういうのは、できれば、できる範囲で続けて収益性も上げていったらいいんじゃないかというのがちょっと一つ浮かびました。

あと、人の確保も、今、どっちかというと、人材不足の時代で、町でも職員確保に結構苦労しているようなことも耳にしますけど、そういう状況の中で人を集め、採用に関して不備、困難はないのかとか、やはりちょっと気になる部分があります。先ほどの従業員の数に関して言えば、確かにレストランが直

嘗から変わって人員が減ったというのは分かるんですが、2年か3年前に従業員が50人を超えたからというあれで、休憩室をちゃんと整備したりとか、人員が50名を超える、従業員が50人超えると、というあれで結構な額を使って改修をされたと思うんですけど、それが今の状態だと若干無駄になっちゃったのかな、やっぱり思う部分も若干ありますて、そのあたり、ちょっと、町長とかどう考えられているのかというのをお伺いしたいです。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） まず、今、3点ぐらいあったと思いますが、まず、スノーピークの監修というふうなことで、いろんな、まあ、スノーピーク、若干いろいろと問題があったわけありますけども、経営陣の。一つ尖った、メーカーとして根強い人気があるというふうに思っておりますけども、当初は、当初始めた頃にレンタルでやっていくと、レンタルにつきましては、一定程度償却が済みますと、あとは、まあ、言ったらもうかる一方というふうなことでありますて、効率がいいなというふうな話であります、実際に運用していたときに聞いておりますのは、例えば、テントをレンタルしますと、雨が降りましたと、そうすると、そのレンタル品が濡れて、さらに芝がぴっちりついて、テントに、返ってくるわけですよ。そうすると、それを乾かし、乾いただけじゃあ、ひついた芝はのきませんから、清掃し、それも雨が続くようなとき、じやあ、どこで乾かすのか。乾きもしない。乾かすって大手間で、あの大きなものを乾かす。で、ひついた芝の、芝の端々がひっつくわけですから、取れた芝ですよね、がひっつく。そういうものを掃除するとなるとすごく手間がかかっていた。だから6人になる。で、寝袋、寝袋をレンタルします。寝袋、やっぱり人の使った寝袋なので清潔でなきゃあいけませんと。ただ、乾かしただけでいいんですかと。で、あんまり大きなこと言っちゃあって、テレビで言っていますけども、一時期、害虫が中におったとか、いろいろ、まあ、本当かどうかは分かりませんよ。本当かどうかって、お客様を疑っちゃいけませんけども、そういう話もあるわけです。ですから、徹底的に消毒もしなきゃいけない。ダニも取るようにしなきゃいけないという、そういう話になると、机とか、そういうものならいいんです。それでも、いろいろちゃんと油をのけたりする、ちゃんと、そういう、何ですか、アルコールとかでやらなきゃいけないんですけども、それがすごい手間がかかるんですよ。結局、何をしたやら分からんというか、逆に、そのレンタルをすることによって人件費が高くつくというのを

分かったわけ、分かってきたわけ、やっているうちに。それで今現在がある。ですから、なるべくもうレンタルは、持ってきてもらう。でないと、テントなんか貸したときはもう大変なことになるんですよ。泊まられる方いらっしゃいますから。そういう方は、多分、自分ら持っていても、そういう日には、そういうのを借りるんですよね。というふうなことで。で、今、多分、手ぶらキャンプの一番、オールインのやつがありますよね、4万8,000円のやつが。これはやっていると思います。これは、それに見合うだけの収益がありますから。でも、単体の、特にテントなんかというのは、相対的に見れば、やっぱり見合はない。赤字になります、人件費が。物すごい時間かかります。1人でもできません。2人かけて、何時間もかけて乾かして、清掃して、そして、ごみのけてというような。ですから、それは今はやめようと。どっちが、やっぱり収益というのは上げていかなきゃいけない。じゃあ、やめようとなつて、それで、今、2人体制がやっとできるようになったというふうなことがありますから、なかなか、そういうのは皆さんに事情を言う機会もないんで、今日、そういうことが皆さんの前で言えたので、よかつたかなというふうに思いますけど、そういう事情があるというふうなことあります。

それから、人員の確保につきましても、いろいろと2人で厳しいときもありますが、それは、お互いに助け合いながらやるというふうなことでやっておりまし、また、今まで硬直的に、パートの人とか、そういう人たちも使いながらやっておりましたけども、私は、ここに来て、以前から話としてはあったわけですが、至誠館大学と連携協定結んでいますよね。その中で、例えば、いろんなことに、イベント等に参加していただくこともできるけども、大学の学生さん、例えば、野球部の学生であったり、何かいろんな体育会系が主な学校ですが、そういう方が、まあ、言ったら小銭稼ぎで、恒常的な従業員じゃなしに、例えば、土曜日の、今一番忙しいのは土曜日の受付のときですね。午後1時からの受付。それがその1時間の間が忙しいわけですね。その前、前後1時間ぐらいが忙しい。そのとき、私は、極端な話、時給5,000円でも6,000円でも出したらいいんじゃないのと言っているんですよ。そのときだけ頂けるものであれば。時給5,000円、6,000円出しても、1日1万円出しても5週しかないんですよ。5万円ですよ。人1人雇うたら、例えば20万円ですよ、月。今のようなやり方をすれば、5万円でそこのピークが分散できる、そういうふうなことも考え合わせて経営してはどうですかという、そういうよう

な話も社長のほうにしていまして、彼は彼なりにいろんなことを考えながら、収益制を担保していこうというふうな思いの中で、そういったことをやっているというふうに私は思っています。

それから、50人というふうなことを、まあ、一つのあれなんで、これを超えるときと超えんときでは全然違います、確かに。特に福利厚生あたりのことについては、もう法律でこれ以上であればやらなきやいけないこと、たくさん出てきます。今、50人切っていますけども、ただ、あのときの投資が無駄であったかというと、それはやっぱり、今、それで従業員の休憩室も広くなつて、使い勝手がよくなつておる。ですから、そのときはきっちりだったかもしれません、今、余裕を持って使えるというふうなことで、ある意味、それは結果論であつて決して無駄ではないし、従業員にとっては、むしろ広くていいというふうなことありますので、そのところは別に問題ないんじゃないかなというふうに思うところであります。

以上です。

○議長（末若憲二） 5番、再々質問ありますか。5番、松田穰君。

○5番 松田 穰 では、再々質問で、いろいろ詳しい御説明ありがとうございます。やっぱり補助金を使っての事業で、手出しの部分は割と負担が少なく、あれだけ大きいものをつくってということだとは思うんですけど、やっぱりあれだけ大きいものができると住民の方、近隣の方の関心も高いですし、やはり多くは皆さんの税金を使ってやっている部分もありますので、せっかくやるのであれば、やっぱりうまくいってほしいですし、当初稼げる町という、町長の口からもよくその言葉が出ておりましたけど、やはりそれがあることで住民の方があってよかったです、うまくいっているなというのを目指してほしい。ちょっと前に聞いた話で、昨年度は残念ながら600万円ぐらいの赤字が出てしまったという話もちょっと聞いたんですけど、このあたりは改善するために月1回定例のミーティングをして、意見交換なりアドバイスなりというのをされていると思うんですけど、実際、今年の状況と、これ、定例ミーティング月1回といわず2回でも3回でもとか、そういうことは考えられておられたりするのかなというのをちょっとお伺いします。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） 住民の方が関心が高いというようなことは重々承知しております、やはり一番の関心はお客様が減ったというようなことでは困り

ますし、赤字がばんばん出るというようなことはまさに困ります。これ、今のキャンプ場につきましては、あぶクリエイションにキャンプ場も含めた全体の、道の駅も含めて指定管理しておりますから、キャンプ場も含めて、道の駅も一体のものというふうに考えておりまして、あと、米津議員が道の駅のことについて、経営について質問がありますけども、昨年度の道の駅は、ちょっと今、600万円ぐらいの赤字だったというふうに思います。それについては、私は、生みの苦しみではないけども、そういう状況でいろいろ設備投資もしましたし、いろんなところでしようがないかなというふうな気持ちは持っております、今現在でもう相当落ち着いたというか、人員削減も一定程度落ち着いてきましたので、今、毎年の定例ミーティングで、この前もやりましたけども、もう相当の、少なくとも今年度末において、昨年の600万円の赤字については十分解消できるめどは既に立っておりまして、あと、私としては、社長とも話ししながら後で解消して、さらにどれくらい伸ばせるのかなというふうな、そんなことであります、今、今まで努力した結果が既に表れてきておるというふうなことありますので、細かいことにつきましては、米津議員のときにまた回答しますので、そのようなことでめどは立っているというふうに御理解いただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（末若憲二） 5番、続いて、2項目めの質問を許します。御登壇ください。

○5番 松田 穂 では、2つ目の質問、無角和牛は今後どうなっていくのかについて質問したいと思います。

一昨年、東京から著名なシェフをプロジェクトマネジャーとしてお呼びして、昨年度には無角和牛ブランド化推進事業が行われ、その知名度もじわじわ上がって、それに伴って販売単価も上がっているという話を以前、特別委員会だったと思うんですが、お伺いしました。また、無角和牛を使った「噛む噛むバーグ」や、期間限定ではありますけど、サンバシカフェでの無角和牛を使ったタコライスの販売など、無角和牛の名前を目にすること増えてきたように感じております。また、二、三年前より、無角和牛の生育状況、出荷時の体重が飼料の見直しなどにより改善したことや経産牛の有効活用による出荷量増など、明るい話を耳にすることも多いように感じております。そして、今年3月の特別委員会の中でも、今年度の施策として、無角和種を軸としたシティプランデ

ィング推進事業を行うということで、その説明の中でも、近年の物価高に伴う飼料代の高騰による経費増に対して、放牧により育つ無角和種の強みを生かした事業内容についての詳しい説明がありました。

以前、特別委員会の中でも西台の牧歌的な風景を見渡せる展望台の計画の補足説明のときには、現在、無角和種振興公社の理事でもあり、また、役場職員時代にも無角和牛と関わって来られた町長の熱い想いを幾度か拝聴いたしましたが、今後、この事業により知名度が上がることで、需要も増えてくるように考えられます。そうなると、供給のほうが追いつくのか、増やせるのか、追いつくように増頭していくのか、だとしたら、今後、畜舎は現状の状態で足りているのか、放牧による肥育であれば、畜舎のことはあまり気にしなくてもいいのだろうか。また、今年度約6,300万円、来年度、再来年度も合わせると約2億円弱の予算となる事業ですけど、素人考えですが、その予算で畜舎の増築等、生産体制を整備したらどうなのか。また、交付金を使った事業でも、例えば、ハード事業は形に残りますが、このようなソフト事業についてはKPI（重要業績評価指標）により図られるということで、具体的な数値については、現状の数値と目標数値が実際、具体的にどうなのか、町長の熱い思いも込めた答弁を求めます。

○議長（末若憲二）　ただいまの5番、松田穰君の2項目めの質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦）　ただいまは無角和牛の今後についてとして、令和2年度から地方創生事業で実施した「無角和種との出会い創出プロジェクト」に引き続き、今年度からは、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した、無角和種を軸としたシティプランディング推進事業を実施するに当たり、今後、どのような展開を目指しているのかといった趣旨の御質問であります。

最初に、今回の事業は、大きく3つの事業展開により、阿武町の特産品である無角和牛を最大限に活用したシティプランディング、いわゆる名産地化を実現することによって、その他の農林水産物の消費拡大や観光拡大にも発展させて、より貨幣流入を増やしていこうとするものであります。せっかくですので、ここで、この事業の大まかな内容と進捗状況を御説明をさせていただきます。

まず1つ目は、生産試験事業であります。これは輸入牧草等の高騰に対処するとともに、無角和種の特性である粗食に耐えて、早熟・早肥という特性を生かして、なるべく肥育牛舎での飼育、いわゆる舎飼いであります。

この舍飼いをせずに、広い牧野での放牧肥育により、牛舎の建築費や餌代等を節約し、また、無角の特質である皮下脂肪をなるべく少なくて、健康な赤身肉の牛を育てようとするものであります。具体的には、西台放牧場の通路を挟んで斜面のある宇生賀側の放牧地をA牧区と、Aの牧区と言っていますが、ここに国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、これを略して農研機構といいますけども、この農研機構の西日本農業センターがありますが、これとの技術提携により、高栄養牧草と言われておりますグリーンミレットという品種であります。このグリーンミレットの播種を、種をまいて、6月末から肥育牛を4頭、経産牛を6頭、もう子供を産むのを卒業した牛、経産牛ですね、経産牛6頭の合計10頭を放牧して、増体の状況等を管理、確認しているところであります。また、つなぎ場があるB牧区につきましても、カヤなどの野草が相当増えてきておりまして、こちらにつきましても草地改良を進めているところであります。

次に、2つ目のテストマーケティング事業であります。まず、流通テストマーケティングであります。月3頭の通常出荷のほかに、月齢20か月で600キロに達した比較的若い牛を、6月と8月に追加出荷を行いまして、大部分を京都の肉屋さんに依頼し、つるし加工によって旨味を引き出して、東京などのレストランへ販売して、その肉料理に対するお客様の感想を集めてデータ収集する一方で、渡邊プロジェクトマネジャーとの共同で加工品開発も行っているところであります。

また、飲食店テストマーケティングにつきましては、ゴールデンウイークの4月26日から5月6日の間、サンバシカフェにおきまして無角バーガーを試験的に提供し、4種類のハンバーガーで、単価につきましては1,000円から、高いのでは2,500円というのがありました。先ほどの11日間で578個ほどを売り上げました。また、お盆の8月9日から17日までの間に、今度は無角のミンチ肉を使用したタコライスを販売し、これも9日間で158個を販売した実績であります。そして、このようなテスト販売等を通じて、需要や採算性を検証して、無角肉やその加工品を使った料理や軽食が、生産地で直接食することができるような飲食店の立地の可能性を模索しているところであります。

次に、端材利用開発テストマーケティングであります。これにつきましても、既に販売を開始しております。先ほどの「噛む噛むハンバーグ」をはじめ、現在はソーセージやサラミの開発を進めているところであります。今後、阿

武町の特産品として、土産物のバリエーションも増えてくるのではないかというふうに思っております。一方で、ハード事業であります、今後、必要となると思われる牛舎の基本設計にも取り組まなければいけませんが、取りあえずは、先ほどから申し上げております、各種のソフト事業、検証事業の結果をしっかりと見極めることが肝要であるというふうに思っております。こうした中で、松田議員の御指摘は、このようなソフト事業に取り組む経費をまとめて、老朽化や手狭感がある畜舎の増改築を優先して生産体制を整備したほうがいいのではないかとの御提案であります。確かに、繁殖牛舎は、これは公社設立直後に新築したもので既に約30年が経過しております、年々補修箇所が増えている上に、当時の設計は繁殖牛50頭規模の設計で建設をしておりますので、今、70頭ぐらいおると思いますけども、手狭感は否めないところがあります。また、肥育のほうの牛舎は、昭和55年に開設された長北家畜市場の牛のつなぎ場を改造しております、建物全体の老朽化や使い勝手の悪さ、さらには、これはうれしい悲鳴ではありますが、近年は繁殖成績がいいことから、これも牛舎の手狭感が著しい状況であります。そして、このような状況からすれば、牛舎の増改築も当然考えたいところではありますが、無角は、元来、肉への脂肪交雑が少ないという特質があり、反面、脂肪分が皮下脂肪になりやすいという特質があります。また、近年の飼料の見直しにより、増体率の改善は、増体というものは体重が増える率ですけども、増体率の改善は見られますが、反面、肥育牛の中には皮下脂肪が極端に厚くて、食肉としての歩留りが悪い個体もいる点も指摘されておるわけであります。ブルゴーニュとかボルドーとか、あるいはシャブリというふうな、これはフランスワインであります、この中でもさらに有名、高級と言われていますのが、例えば、ブルゴーニュは、フランス東部のブルゴーニュ地方で作られたワインのみがブルゴーニュワインを名乗ることができます、その中で、さらに高級品は、いつ、どこの村の、どこのブドウ畠で取れた、どういう品種のブドウを、どういう製造方法で作ったかまで問われると聞いたことがあります。私は、ちょっとこだわり過ぎかもしれません、無角を、この牛の持つ特性を最大限に引き出して、これまでのような輸入穀物や輸入濃厚飼料等に頼るのではなくて、まさに阿武火山群の恵みから成る、あの福賀の西台や東台の放牧地や草地をしっかりと活用して、そこで生産される、生まれてくる牧草や飼料を食べて、台地を走り回って、そして心優しい飼育員あるいは牧童さんに世話ををしていただいた牛を、無角本来の赤身肉を生かして提供し

て、まさにそのことをブルゴーニュの高級ワインのようにブランディングして、世に問うていきたいというふうに思っているところであります。

話はそれましたけども、「鶏が先か、卵が先か」ではありませんが、この3年間のソフト事業では、先ほど紹介いたしました3つの事業展開によって、無角和種振興公社として繁殖牛、肥育牛それぞれの飼養頭数を、放牧地や草地など総合的に検討して、飼育面、経営面から適正な頭数を見極めた上で、畜舎の増改築等は多大な経費を必要として、ランニングコストを含めて相当の経常経費も必要となるわけでありますので、一定のめどが立った段階で進めるべきであろうというふうに考えているところであります。

最後に、ソフト事業のKPIであります、今回の事業により、特産品として無角和牛を最大限に活用し、名産地化を図ることによって、どれだけの貨幣価値などが発生するのかを数値化しております、具体的には、道の駅の売上げの増加、繁殖成績の向上や価格の上昇等による流通額の向上、さらには、無角に関心を持っていただける方の増加等を目標値としたものであります。日本には、今、約180万頭の和牛が生産されていると言われています、「和牛」という名を名乗れるのは4種類しかいません。黒毛和種、そして褐色和種、日本短各種、そして無角和種、そしてそれらの交雑ということ、これだけが和牛を名乗ることができます。ですから、無角牛は、日本四大和牛のうちの一角を占めております。そして、この無角和牛は山口県のみで約200頭しか飼育されておりません。ということは、日本でも世界でも200頭しかいないということであります、県の畜産試験場と農業大学校、さらに秋吉台肉牛ファーム、そして無角和種振興公社でありますが、公社では現在、その約8割強の170頭を飼養しております、まさに阿武町の特産品であります。そして、無角和種振興公社の考える無角和種の飼養方法や流通の方向性は、飼養頭数が極めて少ないからこそ、日本四大和牛である無角和種全体の方向性そのものであるとも言うことができるわけであり、言い換えれば、しっかりと方向性が定まれば、一つのベクトルでこれが進められるという、ある意味での強みを持っているとも言えるわけであります。

最後に、私は、この恵まれた自然環境をしっかりと生かし、また、無角和種という牛の品種の特性を最大限に引き出して、採算性の見合う経済動物としてこれをブランド化しようとしている今回のこの無角の事業を成功させることができれば、これを起爆剤として、町内の農林水産物の売上げや阿武町の観光客

の増加などに波及し、ひいては、まさに町のブランディング化につながるものと確信をしているところでありますので、御協力賜りますようにお願いを申し上げまして答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 5番、再質問ありますか。 5番、松田穰君。

○5番 松田 穰 では、再質問です。確かに、無角和種は希少性があって、本当に阿武町で生まれた牛、無角和種が阿武町で育った牧草とかを餌にして大きく育って旅立っていく、これはやっぱり、何ですかね、その肉、食べるときにお肉の背景まで分かって、すごい商品自体の、魅力というか、ポテンシャルはすごい可能性を確かに感じさせるものだというふうに、町長の説明を聞いて、今、実感しております。これが何年か後には神戸牛、松坂牛、阿武牛、阿武無角和牛とかぐらいになってくれるとうれしいとは思うんですが、そこまでいかるかどうか、それは今後の、これから事業で増頭の可能性とか、そのあたりについても、この3年間で方向性をしっかりと見定めるというような格好で考えておいてもいいのかな。いいんでしょうか。すみません。

畜舎云々に関しては、正直、自分も畜産、ほとんど関わったことがないんで、すごい素人考で、正直、今、販売価格が、まあ、出荷時の価格が上がってきているんであれば、今度は頭数、増産体制考えたらいいんじゃないかというぐらいの、すごい短絡的な考で、実際、自分の周りでもやっぱり海側に住んでいる人たちからすれば、普段なじみがあり、畜産関係になじみがなくて、正直、無角和種、今、実際どうなのっていう、その流れというか、今、実際何やっているんだろう、結構な予算を使っているけど何やっているのかなって、その辺りもやっぱりちゃんと説明を頂いてよろしかったと思います。非常に助かりました。すいません、何か質問というよりは、だんだんまとまらなくなってきたのでちょっとこの辺りで。そうですね。この辺りがうまくいくようであれば、先日、先ほどの質問とかでもちょっと出ていたと思うんですけど、道の駅を中心としたあぶナビとの絡みとかで、地域、阿武町全体を含めた地域の活性化にもつながると思いますが、その辺りも当然視野に入れられてKPIとかっていうのを考えられているかと思うんですが、具体的にどのぐらいのこの無角和種を絡めたツアーとか体験みたいなのを具体的に何か考えているものがあればお伺いしたいと思います。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） まず、前段として増頭とかの話がありまして、畜舎は本

本当に今50頭、こっち側、一番左側の繁殖牛舎が50頭の想定規模で、繁殖牛がですね、お母さん牛が50頭で想定でつくっておりまして、今、70頭近くおりますよね。おるんです。そうすると過密ですよね、当然。過密ということはいろんな事故が起こる可能性が出てくるということでありまして、これはどうにかしなきやいけないというふうなことで、いろんなところを何か改造しながら使ったりもしております。本来、本格的に改造すれば、増築する、あるいは改築すればいいんでしょうけども、ここは言つたらもう刃の剣でありまして、規模を大きくすることは、まず、当然ながら設備投資が施設、現ナマ等の設備投資が要ります。それは減価償却していかなきやならないと同時に、それに見合う機械設備をまた大きくしなきやいけないんですよね。よく面積が例えば10ヘクタールの装置がありますよと。今、もうちょっと増やしたいから15ヘクタールにしましょうと。15ヘクタールは土地があればできるんです。ところが、機械は10ヘクタールに見合った機械を買っているので、15ヘクタールにするためには買い換えなきやいけないと。15ヘクタールに見合った機械を買い換えなきやいけないと。これは農業で、池田議員いらっしゃいますけども、まさに規模を拡大すればそれでお金がもうかりますよという問題じゃないんですね。それに見合う設備投資もあって、設備、入れ物もですが、機械設備を大型化しなきやいけないということが付きまとうわけです。ですから、無角についても必ずしももうかるからじやあ増やしましようかって、簡単にはいかないんですよ。無角の、特に無角は先ほどから言うように装置で取った、自前の装置で取った草を使っていますよね。ですから、自前のその草を取るために今設備があるわけです。トラクターもあるし、ロールベーラーとかいう、ラッピングマシンとかそういういろいろなものがあるんですね。その規模でつくっているんです。その規模の機械を導入しているということは、装置を増やすということは買い換えなきやならないか、もう一台別のものを買わなきやならないわけ。人も増える。人件費も増える。ですから、そう簡単にはいかないという。ですから、あとは売上げがどのぐらい上がって、それに対して、それを確保するためには何頭必要ですと。何頭必要のためには牛を何頭か買わなきやいけない。そのためにはどういった設備投資、建物も含めた設備投資が必要であるか。そこで割り戻して経済性を判断していかなきやいけないわけですから、増やしたらもうかりますよっていう話ではないわけで、増やして損するかもしれません。中途半端に増やしたら、機械は1.5という機械はありませんから1か2です。要する

に買い換えるか、大規模のものを買わなきやいけないということですから、そうすると、中途半端に増やすということは収益性を阻害する、マイナスに働く可能性がありますから、そこをしっかりと検証していく必要がある。出口が幾らであるのか、そして、それに対する生産経費が幾らに今度はなっていくのかというふうなことをしっかりと計算した中でやっていかないと、増やして売上げは増えます。当然、増やしたら売上げは増えるのですが、経費もそれ以上に増えてくるというふうなことがありますから、そこはやっぱり経済的な視点をしっかりと入れて、中でどの規模が適正規模なのかなっていうふうなことは考えていいかなきやならない。ただ、今取り組んでいるのは、特に出口を今までのようなキロが800円、生体キロが800円とかいうのじゃあもう全然駄目なので、今はもう1,000円に、200円は上がっていますから、800円は既にいろんな取組で1,000円になっています。今度はその1,000円を1,200円、2,000円、そういうふうにどうしてやっていくかというのを今取り組んで、出口対策を一生懸命取り組んでおりまして、まさにそのためには出口がしっかりとできるということは、出口で金が取れるということはやっぱりブランディングなんですね。まさにさっきの神戸牛とか、但馬とか、そういういろんな牛が、宮崎牛とかいろいろいますよね。そういうふうな牛の一角に。ただ、黒毛のサシがA5とかA4とか、そういうサシの日本の格付基準、格付協会であるそういった格付とは別のものはつくっていかなきやならんっていうのは、前から言っていますように、無角は無角の格付基準をつくっていかなきやいけない。土佐のあかうしはTRBか、TBR、TRBじゃ。ねえ。要するに、土佐あかうしの独特的の格付基準があるんです。格付っていうか、肉の判断基準が。ですから、我々が日本格付協会のA5とかA4とか、脂肪交雑と歩留りを基準とした基準で、それで勝負したって、それは駄目だと思いますから、我々は独自の無角和種という牛だけが適用される格付基準をもって世に問うていくというふうなことを考えた中で、その思いというのは、先ほどのボルドーとか、ブルゴーニュとか、シャルドネとか、そういうワインと同じように、そのところでないともう無角とは言わないとか。無角と言わんわけじゃないんですけども、品種ですから。ただ、阿武無角である、例えばですよ、阿武無角という名前がつく以上は、その場所で取れたもの以外、そこ以外のところでこの無角和牛をつくっても、そこで生産しても、それは何とか無角とは言えないというふうな、そういうものまでやり上げていこうというのが、今、私の思いであります。そして、そういったことができれば、

やはりこれが今道の駅でも噛む噛むも出てきましたし、今度はローストビーフのやつも出ていますよね。そうしたものがまた出てくれれば、今度は今さっきも言いましたように、2つぐらいまた新しい製品が出来ますから、道の駅の今度は看板商品にもなっていくだろうというふうに思いますし、これもいつも言ってますけども、阿武町の道の駅に行ったらあれを買わにやいけんとありますよね。どこそこの高速のパーキングへ行ったら、パーキングじゃなかった、レストランへ行ったら、サービスエリアへ行ったらあれを食べにやいけんというのがありますよね。と皆さんが思い込んでいるやつが。やっぱり私は阿武町の道の駅へ行ったら無角の何とかを買わにやいけんとか、福賀のスイカを買わにやいけんとか、キウイフルーツの何とかを買わにやいけんとか、その一角に無角がしっかりと位置づけていけば、阿武町の道の駅に来たらもうそれを目的に買いに、もう言わなくても宣伝しなくても阿武町の道の駅はあれとあれとあれ、行ったあかしにはこれとこれとこれを買わにや行ったことにならないというぐらいいのことをつくっていけたらいいなというふうに思っています。ちょっと話が支離滅裂になりましたけど、そういうことがあります。

○議長（末若憲二） 5番、再々質問ありますか。5番、松田穰君。

○5番 松田 穰 では、再々質問です。今、町長の詳しいお話を聞いて、町長の熱い思いを理解できました。やっていく中でしっかりと情報収集と町長の目指すところでやっぱりいい結果が出せるように、ちょっと質問ではないんですけど、しっかりと頑張っていただけるように願いつつ、質問を終わりたいと思います。

○議長（末若憲二） 以上で、5番、松田穰君の一般質問を終わります。

次に、4番、池田倫拓君、御登壇ください。

○6番 池田倫拓 池田倫拓です。通告に従いまして質問していきたいと思います。阿武町の児童生徒の学力向上について。教育委員会におかれましては、子供たちの学力を伸ばすために、学校の連携はもちろんのこと、家庭との連携など、様々な取組を行っておられることに感謝しています。子供たちは、夏休みを終え、2学期を迎える。この夏休みの中に、今年度の新たな試みとして、山口大学と連携した「ABUチャレンジセミナー」を開催されましたが、結果としてどのような結果が得られたのか、また、子供たちにどのような変容が見られたのか教えていただきたいと思います。あわせて、公設塾の開設についてですが、準備はもう進められていることだと思いますが、進捗状況をお尋ね

します。以上について、教育長の答弁を求めます。

○議長（末若憲二） ただいまの4番、池田倫拓君の質問に対する執行部の説明を求めます。教育長。

○教育長（網本徳文） 池田議員さんの御質問にお答えします。

まず、A B Uチャレンジセミナーの成果についてです。A B Uチャレンジセミナーは、子供たちの学力向上を目的に、山口大学教育学部等との連携協力の下、長期休業中に行う補充学習に将来教員を目指す大学生を講師として派遣してもらうという取組です。当初の計画どおり、夏休み中に8日間実施をし、延べ87名の大学生が協力をしてくれました。また、参加した子供の数は延べ280人で、平均すると1回当たり35人の子供たちが参加した計算になります。毎回終わるたびに参加した子に振り返りの感想を書いてもらいましたが、多くの子供たちが「大学生のお兄さん、お姉さんに優しく教えてもらえてうれしかった」と書いていました。「割合や図形が分かるようになりました」、「公倍数と公約数の違いが分かりました」、「数学の括弧の外し方が分かりました」、「大学生と一緒に勉強して苦手だった約分ができるようになりました」など、これまで分からなかったところや苦手だったところが分かるようになったと書いていた子供がたくさんいました。また、「英語の長文問題で大切なワードの抜き出し方を学ぶことができた」、「二次方程式の公式の使い方が理解できた」など、勉強の仕方や学び方が分かったという子供もいました。あるいは、「夏休み帳を終わらせることができた」、「今日だけで一気に7ページ進んだ」、「感想文が終わった」など、家で一人ではなかなか終わらせることができない夏休みの宿題が片づいたことを喜ぶ子供、「これからは毎日復習を頑張りたい」、「夏休み明けテストで100点を取りたい」と学習意欲の向上が見られる子供もいました。さらに、「どうしたらそんなに勉強が得意になるのですか」、「どうしたら山口大学に合格できますか」と大学生に質問する場面も見られるなど、大学生に憧れ、自分も将来そうなりたいという気持ちを強く持った子供もいたようです。これらの感想からも分かるように、子供たちにとっては非常に有意義な時間だったことは間違ひありません。たった8回の勉強会で学力が大きく伸びるとは考えていませんが、大学生に教えてもらって「分かった」、「できた」という喜びや「勉強の成果を夏休み明けテストで確かめたい」、「自分もすてきな大学生になりたい。そのためにはもっと勉強を頑張ろう」という気持ち、つまり学習意欲を強めたことがこの取組の一番の成果だと感じています。また、大学生からは、

「このような形で子供たちにきちんと勉強を教えたのは初めてです」、「自分は小学校の教員を目指すか中学校の教員を目指すか迷っていたが、その答えが見つかりました」、中には「教育実習を阿武町でしてみたい」といった感想が聞かれました。阿武町に来たのは今回が初めてという大学生がほとんどでしたので、今回の取組が阿武町との関係人口の増加、さらには、将来、阿武町で教員として働いてみたいと思ってくれる人の増加につながれば、それも大きな成果だと感じています。次回のABUチャレンジセミナーは春休みに行う予定です。

続いて、公設町営塾の開設準備の進捗状況についてです。プロポーザルで決定した塾開設を専門に手がける企業「ファウンディングベース」と6月に連携協定を締結し、8月に担当者の着任式を行ったことは広報あぶ等でもお知らせしているとおりですが、我々は実は連携協定を結んだ直後から、担当者と常に情報交換をしながら、塾開設に向けた協議を進めています。また、少しでも阿武町の子供たちの実態に即した塾にしたいとの思いから、担当者が何度も学校に入り、教員と話をしたり、授業中の子供たちの様子を参観したりもしています。今後の具体的な取組としては、先ほど議員さんにもお配りしましたが、今月22日から約1か月間、実験的に模擬塾を開設し、塾のお試し体験を行います。また、どんな塾をつくろうとしているのか、反対にどんな塾をつくってほしいのか、保護者との意見交換会も開催することとしており、既に案内のチラシが配られています。塾の場所をどこにするのか、保護者にどれくらい経費負担をしてもらうのか、まだまだ検討課題はありますが、今のところ、当初の計画どおり準備が進んでいるといった状況です。ABUチャレンジセミナーにしても、公設町営塾にしても、NHKがニュースで取り上げるなど、他地域から注目される取組となっていますが、これも町長さんをはじめとする行政や議員さん方をはじめとする多くの関係者の皆さん、そして、子供の参加を後押ししてくれた保護者の皆さんとの理解とバックアップのおかげで実現できた取組と感謝をしています。教育委員会としましては、これらの取組が単に子供たちの学力を伸ばすことだけを目的にするのではなく、学力も含めたバランスの取れた人格の形成、自分の将来について真剣に考えるキャリア教育につなげることを目的に、これからも取り組んでいきたいと考えています。引き続き、お力添えをよろしくお願いします。以上で答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 4番、再質問ありますか。4番、池田倫拓君。

○6番 池田倫拓 再質問ですが、今、中学生、小学生の感想と同時に、大学

生からの感想等を頂きまして、将来的にも何か楽しみな環境がつくれているのかなと思っております。この山口大学との連携については、今後もまた長期を見据えて続けていくのかということと、あとは町営塾との絡みもありますので、どうか発展していくのかという部分をもう少し詳しく教えてもらいたいと思います。

○議長（末若憲二） 教育長。

○教育長（網本徳文） 山口大学との連携についてですが、このたび、手前みそですけど、本当にこのABUチャレンジセミナーはいい取組だったなど我々も思っています。議員さん方もたくさん見にきてくださいましたし、松田議員さんにおかれでは子供さんと一緒に問題を解かれて、2人答えが違うって激しく口論されている場面がとっても印象的でしたけども、このABUチャレンジセミナーは、本年度だけでなく、来年度以降も継続していくことを考えています。ただし、来年度からはもう一つの町営塾もスタートする予定ですので、この2つを全く別物としてやっていくのか、例えば、塾を基本として、その中の例えば夏休み特別講座のような形で大学との連携を取り組んでいくのか、この辺りはもう少しこちらも考えていきたいなというふうに思っています。それから、大学との連携、今後のということですが、先日、このチャレンジセミナーのお礼を言うために大学を訪問して、学部長さんといろいろお話をさせていただいたんですけども、大学のほうも、今回の取組は大学生にとってとってもメリットがある取組だったということで、今後も阿武町さんとフィフティー・フィフティーの関係で連携協力していきたいというお話を頂きました。早速、次の取組を計画しているんですけど、一つちょっと紹介しますと、現在、山口大学が開発の研究をしている生成AIや学習ロボットといった最新機器を使った遠隔での授業支援、あるいは離れた学校同士を結んで行う遠隔合同授業、この研究のモデル校に福賀小学校を使ってもらうということをお話をしました。今回はこちらが大学の研究に協力するという形ではあるんですが、御承知のとおり、福賀小学校は極小規模の学校です。日頃、少人数ゆえになかなかやりたくてもできないこととか、多くの人と意見交換しながら考えを深めるということがなかなか少人数は難しいんですけども、そんな山間部の小さな学校が大学と連携するということで、生成AIや学習ロボットといった最新の教育機器を使った最先端の授業が受けられる。これはもう福賀小の子供たちにとっても大きなメリットがあると思っています。教育の専門機関である大学との連携は、阿

武町教育の大きな特色として今後も続けていきたいなというふうに考えています。以上です。

○議長（末若憲二） 4番、再々質問ありますか。

○6番 池田倫拓 再々質問ですが、今、市原議員の質問のときに、町長からもすごい何か熱い思いが聞かれたところでもあります。そして、制度の改正により、町からの支援も経済的支援も教育委員会のほうにできるということで、こういった町営塾などに結びついていく部分だろうと思います。そんな中で、やはり塾に通うとなると保護者的な経済的な負担というのもいろいろ出ております。私もリサーチはしていないんですが、各いろんな塾がありますが、その辺との絡みとかありますが、そういう部分で経費的な部分がどう抑えられるかというのはやっぱり保護者としても気になるところだと思うので、その辺が少し考えがあればまた教えていただければと思います。

○議長（末若憲二） 教育長。

○教育長（網本徳文） このたびのABUチャレンジセミナーについては、できるだけ多くの子供たちに補充学習の場を提供したい、参加してほしいということで、経費については全て町のほうから負担をしてもらいました。町営塾につきましては、これから家庭にどれだけ負担をしていただくのか、現時点ではまだ何も決まっていないんですが、今ありましたように、現在もファウンディングベースさんに今的一般の塾の月謝の相場は幾らぐらいなのかとか、実は全国に公設塾を持っている町村も幾つかありますので、そこは経費面でどういう運営をしているのかっていうのを、それこそリサーチというか調査を今依頼しているところです。家庭の負担額については、今後、今言った他の市町村の例も参考にさせてもらって、そして、実際にどんな塾にするのかっていうところも併せてこれから検討してまいります。いずれにしても、家庭の負担額が小さいほどいいに越したことはありませんので、教育委員会としてもできる限りの努力はしていきたいと考えています。以上です。

○議長（末若憲二） これをもって、4番、池田倫拓君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、休憩といたします。午後は13時から開会いたします。

休憩 11時54分～12時58分

○議長（末若憲二） 少し早いようですが、昼食のための休憩を閉じて会議を続行いたします。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

それでは次に、1番、米津高明君、御登壇ください。

○1番 米津高明 日本共産党の米津高明です。それでは、1項目めの質問をいたします。道の駅阿武町の売上げ計画についての質問です。第7次阿武町総合計画後期基本計画の策定の審議会で、まちづくり推進課長が道の駅阿武町の売上げの4,500万円は大丈夫というような発言をされています。一方で、2024年度の実績は、これはもう示されていますけども、4億4,562万5,000円であり、税引き後の純損失が695万1,000円となっています。このような状況を踏まえ、次の点について町の考え方をお伺いします。まず1点目、売上げ4億5,000万円という目標について、どのような根拠、計画に基づいて出されているのか。2、現状で純損失が発生している中、収益改善や安定経営をどのように図られているのか。3、道の駅の今後の役割や位置づけについて、町はどのように考えておられるのか。以上の3点の答弁を求めます。

○議長（末若憲二） ただいまの5番、米津高明君の1項目めの質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦） 1番、米津議員から大きく3点の御質問を頂きましたが、順次お答えいたします。最初に、道の駅ですが、売上げの目標の4億5,000万円の根拠についてありますが、この額面につきましては、道の駅の経営を行っている株式会社あぶクリエイションが立てた令和7年度の売上げ目標額4億4,271万円と、過去5年間、令和元年度から5年度ですが、これの実績額が4億5,395万円でありますので、これを平均した額であります。次に、令和6年度決算で695万1,000円の損失が発生している中で、収益改善や安定経営をどのように図るかということですが、このことにつきましては、先ほどの松田議員からの質問に対する答弁と重複する部分もありますが、改めて説明をさせていただきますが、まずその前に、私は、基本的に令和6年度は、これも申し上げましたが、株式会社あぶクリエイションの経営は、社長が替わって、新たな経営方針の下で歩み始めて初年度でありますて、社長には、就任の前提として、これまで社長が、藤村社長が担当課長としていろいろと温めてきたこと、あるいは改革すべきと思ってきたことはたくさんあると思うけれども、これまでの社長もいろいろと工夫をしながら、経営改善をし、改革をして、そのときのある今の仕組みがあるはずなのであるので、1年間の猶予を

与えるので、最初の数か月はじっくりと内容を見極めて、それでもやるべきことがあると思うのであれば、思い切ってやって、その上でしっかりと収益を出して、従業員や生産者に還元するようにと求めました。こうした中で、令和6年度における売上げの減収、経常利益のマイナスですが、夏の猛暑や冬の寒波が長期にわたったことや、ゴールデンウイークや週末ごとの度重なる悪天候による来客数の減少、光熱水費をはじめとする諸経費及び最低賃金の引上げ等に伴う人件費の高騰、さらに平成26年度の道の駅各施設のリニューアル後、10年が経過したことによる修繕費等の増加などがありますが、最大の要因は、集客推進のための諸施策の先行投資として、人件費の調整が道半ばであったことが大きな要因であると思っております。一方、収益改善や安定経営には、これにつきましては先ほども触れましたが、販売管理費の過半を占める人件費の適正化を図るために、少数精銳で業務が遂行できるよう縦割りの排除や人員配置の見直しのほか、ホームページやSNSによる積極的な情報発信、また顧客に対する、道の駅阿武町のファンになっていただくための道の駅阿武町公式LINEを始めたほか、生産者とのLINEグループの立ち上げにより生産者同士の意見交換を可能にしたことや、商品棚の状況が分かるようにライブカメラを設置したことによりまして、鮮魚や青果の売れ筋、品切れ情報が生産者の皆さんにも視覚的に分かり、売り逃し防止にも役立っていると思っております。また、昨年の10月からは、直売所中央付近に無角和牛専用の冷蔵庫、冷凍庫を設置し、無角和牛の一頭丸ごとの販売を開始したところ大変な好評で、売上げが大きく伸びたほか、安過ぎると言われている鮮魚の値つけにつきましても、各事業者に、出荷者に対して、適正価格への改定を依頼し、道の駅の収益率の向上も図っているところであります。そのほか、道の駅の構内はもちろん、キャンプ場や国道沿線の環境美化作業、特に公衆トイレは、道の駅施設の顔になることから、従来の水を流す湿式から、乾く湿式です、から清潔感の高い乾式、乾く乾式です、乾式清掃に切り替えたところ、観光バスのトイレ休憩と買物立ち寄り客が増加したというふうに聞いております。そして、これらの体質改善などの取組が功を奏して、令和6年度の下期の経常利益につきましては、前年度、前々年度と比較してもプラスとなっておりまして、令和7年度においても、年間を通じて売上げ、経常利益の増大も十分期待できるところであります。こうした中で、私とまちづくり推進課長、そして社長という3者ですが、毎月、定例のミーティングを行っております、経営の状況、あるいはいろいろ

ろな問題点等についてしっかりと情報交換をしており、私も設置者、指定管理の委託者としていろいろと意見を述べながら経営をしてもらっているわけでありまして、ちなみに、先ほどのあるような、約500万円の経常利益を出した令和5年度の4月から7月までの4か月と、令和7年度の、今年度の同期、4月から7月までの4か月を比較しても、売上げで565万4,000円増、そして経常利益で224万9,000円の增收、増益となっていますので、早歌は、先ほども言いましたけども、早歌は歌えませんが、このままなら、このままのペースなら令和7年度は600万円から700万円、あるいはどれだけ上乗せができるかというふうな利益が出せるのではないかというふうに思っております。最後に、3項目めの道の駅の今後の役割や位置づけですが、道の駅阿武町はそもそも、国土交通省の整理によりますところの第1ステージとして道路通行者の利便性の向上、そして情報発信機能、そして地域連携機能を図るために設置されたわけですが、現在は、これに、今第3ステージと言われておりますけども、地方創生、観光を加速させる拠点を加えた第3ステージにあるというふうに言われております。ただ、基本は、第1ステージと言われておる地域連携機能に包括される地域の農林水産物の生産者と連携を通じた地域の活性化がありますが、その意味で、道の駅阿武町が株式会社クリエイションと経営、運営を一にすること、また、町の基幹産業であります農林水産業によって収穫された産物、加工品などを販売し、町の産業振興に寄与することは基本中の基本であります。また、第3ステージという意味では、道の駅阿武町は、隣にABUキャンプフィールドを整備したことにより、観光振興のハブとして、阿武町の滞在性を高めるまちの縁側拠点施設、そして、観光以上定住未満とも言われておりますけども、関係人口の創出、そして道の駅との連携、相乗効果を図りつつ、人、物、お金の地域循環を促す仕組みなど、これからも町の活性化の原動力としての役割をしっかりと果たすよう努めてまいりたいと思っているところであります。

以上で、答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 1番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問ありますか。

（1番、米津高明議員「はい」という声あり。）

○議長（末若憲二） 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 先ほどの松田議員の回答も参考にすごくなつたんですけども、言ったら生みの苦しみというか、今、昨年1年間は売上げとかいろんな面

で考えずに、どうしていったらいいかいうのを考えて進められたんかなあと。人の面、設備の面とかいろんな面で、いうような気はちょっとしました。この前も社長と短い時間でしたけど、今年は売上げが、今町長が言われたように、売上げがすごく順調で、このままいけば楽しみだというようなことをちょっとおっしゃっていました。今町長が言われたように、二百数十万円の利益が上がっていると。五、六百万円の利益が上がるということは、売上げだけで言えば、5,000万ぐらい売上げがアップということでいいんでしょうか。今目標が4億5,000ですけども、5,000万ぐらい。これは単純な計算ですけども、単純には、一律に計算できないと思うんですけども、今までの利益率いうんか、あぶクリエイションが販売に対してもらっている手数料から計算すると、逆算すると5,000万ぐらい売上げがあると、600万、700万の利益が全体としてなるかなという気はしているんで、そういうような金額になるのかなという気はしています。あとは道の駅ですけど、今ちょっとおっしゃったんですが、私なんかずっとと思っているんですけども、阿武町としては町の顔であると。中心的な施設として、もっとどんどん発展していってほしいのがずっとあります。だから、今回も何で赤字出したんやとかいうような追及じゃなくて、それに基づいて、今後どうしていくかいうのを聞きたかったということで、今年もそやから、どう言っていいんですか。去年やってきた、社長がいろんなことをやってきたことが、今現れてきているんかなという。それと、やっぱり町とあぶクリエイションとか、車の両輪できちっと社長と町長とまち推の課長、3者でちゃんと定期的に懇談持っている、話合いをしているというふうにおっしゃっていたんで、そういうことで言うと、きっちりやられているんかなという気はしています。今後ですけども、キャンプ場単体では、これ以上収益というんか、売上げも張る数が限られているから難しいとおっしゃっていましたけども、もうちょっと安定的に、土日だけじゃなくて、何かそういうような方策を、平日がやはりすごく寂しい感じがいつもしていますので、そういうような方法を何か考えておられるのか。先ほどもちょっとと言わされたようにあぶナビ、直接はまだその方とお会いしたことはないんですけども、かなりいろんな知識を持たれている方で、やり手やいうふうなんを聞いてますんで、これからすごくそういう意味では楽しみだなというふうには感じています。今のところ、いろんな話を聞くといい方向にずっと向かっているんかなと。無角和牛にしても、初期の頃、いろんな試食なんかもしてきましたけど、言うたら、こんな肉、売れるんかいなという

ような感じで食べていましたけども、最近ではすごく調理方法もきちっと考えられていて、変わってきてているから、すごくいいんじゃないかなというふうに思っています。だから、あとその1点、人員ですけども、今38人と言われまして、主なところが食堂いうんか、レストランが直営からテナントに変わったことによる人員減が多いというようなことをおっしゃっていましたけども、何か聞くところによると、どんどん人が辞めていくというようなんも聞いているんですけども、その辺の原因はちゃんとつかまれているんかいいうのと、キャンプ場の平日の稼働をもう少し上げるというような方策を何か考えておられるんかをお伺いしたいです。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） いろいろとありましたので、五月雨式にお答えしますけども、まず、今道の駅で今最大の問題であろうというのは、やはり最低賃金のアップであります。63円とか64円とかいう、そのままそれを適用するかどうかは別として、道の駅は最低賃金より若干、もともと上乗せをするようにというふうなことを私のほうからも要請をしておりますから、最低賃金ではありませんが、それにほぼ近いものでありますから、上げればそこがそのまま、そのままするか分かりません。若干あれがりますから、のり代がありますんであれで、例えば63円、64円、ぽんと上がると、これが多分私の試算では400万円ぐらいは響くと。400万円、利益、費用が増えるということは利益にもろに響いてくるという、それだけの利益を上げなきやいけないということになりますから、これが今から最大の問題であるというふうに私は見ております。そして、さっきも言いましたように、今からですから2年前ですか。新たな道の駅の駅長に替わったときに、とにかくそれまでのやっていることっていうのは、それなりに今まで改善をしてやってきた諸先輩駅長さんあたりが努力をされてきた。その曉でその状況があるわけであって、誰も手をこまねいておったわけでも何でもないわけでありますから、とにかく思いはあるが、少しの間はとにかく、初めから何だかんだと動かないほうがいいんじゃないですかと。そして、数か月、その様子を見て、ああそうだった、そういうことでこういう仕組みができているんだと思うこと、たくさんあると思います。それを外から見たときには、何だ、あれはというようなこと、よくありますよね。でも、中に入ってみたら、ああ、そういうことかということあるから、だからそれが分かるまでは、あまり短絡的に動かないようにといって、それで半年ぐらいいたって、

そのことが分かった上で、やっぱりこうすべきであろうということについては、改革を始めたらいいんじゃないですかという、アドバイスをしとったわけでありまして、ですから前年度の下期から改革が始まった、実質的には。そして、その効果が今年度から出ているというふうに私は理解しております。そのことが前年度のいろいろ、例えばいろんな設備もしておりますし、例えばSUN bashi CAFEのディスプレーあたりも、今までただの写真、大きな写真だったものが、今ディスプレーが入って、それが刻々と変わるような形に変わる。これもディスプレー代が相当かかっておるというふうなことありますが、そういった投資もいろいろしております。ですから、それは致し方のないことということで私は理解しておりますが、いろいろやって、今申し上げましたように利益が、去年の赤字ぐらいはまずは何とかなるだろうと。あと何ぼ上乗せできるかなというふうなことですが、ただ今の最低賃金がどこまで響くかなというふうなことがあります。そして、売上げが上がったということもありますが、経費が節減できたというふうなほうがむしろ多いというふうに思います。例えばさっきのその中の一つでありますけども、キャンプフィールドも6人の従業員が、今少ない人数でそれを回しておるということは、売上げは同じであっても収益性は上がって、今までではキャンプ場はどっちかと言えば費用のほうが、人件費が食っておるんで、費用のほうがかかっていましたけど、そこを何とかとんとんぐらいに取めるように努力をすることによって、全体の経費を節減する。売上げの増加につきましても、いろんな形で売上げも増加しますが、それは数千万円というようなことは現実的でない。一番大きなのが、私は魚あたりが値つけ、値つけを少し、私も言いましたけども、直接、出荷者の方に対して少し安過ぎるということ、過ぎない程度に、安くてもいいんですよ。でも、それは例えば1,000、例えば1,000円で魚を売ったときに口銭というか、手数料を取ります。手数料を取る。手数料を取って、手数料率は決まっているんです。手数料率を上げるわけにはいかない。まして、今若干高度で高止まりしてしまいましたけども、水道、ガソリン、油代は上がり、何でも電気代も上がり、上がり続けた時期で、今高止まりしたままですけど、ありました。そのときに価格転嫁をしなきゃいけない。どうして価格転嫁をするかということを考えたときに、じゃあ価格に上乗せができますかという。まして道の駅の収入というのは、利益率を上げるわけにはいかないんです。ですから、道の駅が頑張っても駄目なんです。道の駅が頑張るということは、そのままでしたら利益

率、掛け率を上げるちゅうことです。十数%、例えば20%を25%にすれば5%上がりますよ。でも、それが多分できない。多分生産者の方がうんと言わない。そうすると生産者の方は元値を上げてくださいよと。率は変えませんよ。1,000円を1,200円にしてくれれば、私たちももうけが出ますよと、そういう話なんです。それで、実際に一定程度は価格転嫁をしていただいたというふうに思います。道の駅でも、ただ魚を売るのに今まで1,000円だった経費が油代、今度売るのは道の駅が売るんですから、従業員の賃金から冷蔵庫の電気代から、何からかんから全部道の駅持ちなんです、その十数%の中で。ですから、価格転嫁をしてくれないということは、道の駅の収益性をどう考えても下げることなんです。それをしつかり訴えて、魚なんかの売値も上げていただいたと。売値ちゅうか、元の値つけ、それを上げないと道の駅の手段はないんですよ。経費は上がる一方なのに、自分たちでその掛け率は上げてもらっちゃ困るという話ですから。そういういろいろ事情がありまして、ですから若干の売上げ増もありましたけども、一番大きいところは支出の経費の経常費の努力であろうというふうに思っております。それから、これも先ほどのキャンプ場のことですが、おっしゃるように、土曜日とかはいいんですけど、平日にお客は少ないというふうなことで、これは答弁のとき申し上げましたように、市原議員のときに言ったと思いますけども、もともと想定されておったわけです。平日は少ないですよと。よそを、どこに見に行っても少ないです。だからこそ、あぶナビで体験型のコンテンツをしつかり造成して、平日でもそういった体験型のコンテンツに人を呼ぶ、あるいは会社あたりに売り込みをして、会社の研修の場として使っていただく、平日に。そういうことをやっていきましょうということで、努力をしたわけですが、なかなかそここのところが思ったようにもうまいといっていないんで、それこそ根岸さんではないんですけども、そういった専門家の方に来ていただいて、伴奏していただきながら、そういったところを、体験型のコンテンツであったり、平日の研修を受け入れたり、会社の研修です。松田さんなんかは毎年来てくれて、新入社員の研修の場として使っていただいておりますけども、そういう感じで、今からはそこをしつかり伸ばしていくことによって平準化していくというか、普通の平日にもお客様が一定程度来ていただけるようにすることは大事だなというふうに思っているところであります。その仕組みが今できたというふうなことあります。そういうふうなことで、いろいろと道の駅につきましても、外から見たのと中から見たの

で、なかなか違うわけありますけども、私たちもだからこそ毎月ミーティングをして、全て各部門ごとのものを全部見せてもらっています。部門ちゃや、例えば直売所、直売所も鮮魚部門、それから何とかの部門、何とかの部門とか、La PinならLa Pinの部分とか、そういういたものも全部つぶさに、収入から支出まで見せてもらっておりますので、大体様子は分かっておりますけど、言うべき意見はしっかりと言いながらやっていきたいというふうに思います。それから、もともと五十何人いたのが減って38人というふうなことに今なっている。食堂の18人減って、食堂が12人おりますから、実質6人減ったという話になるんでしょうけども、それについては人聞きの悪い言い方、それは辞めさせられたというようなことを言う人もいますけども、それは中にはそうした会社でありますから、やっぱり利益を求めるにやいけません。その中で人材として、これはいかがかなという。それはどこの世界にもいると、いらっしゃるというふうに思います。その方を何かのタイミングで辞めていただくということは、これはどこの世界でもある、どの会社でもあるわけでありますから、これはやむを得ないことでありますが、生首を何の理由もなく切ったというようなことは、私は多分ないというふうに思っておりますから、そのところはちまたで言われる、血も涙もなく、生首をぶち切ったというような、そういうこととは若干違うんじゃないかな。経営上の観点から対策していただいたのもあるでしょうし、それは余剰人員については、整理せざるを得ない、これはどの世界でも同じこと。愚があったということは、否定はしませんけど、いろんな事情の中で、そうしたであろうというふうに私は思っております。以上です。

○議長（末若憲二） 1番、再々質問ありますか。

（1番、米津高明議員「はい」という声あり。）

○議長（末若憲二） 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 いろいろお話を伺うと、将来、楽しみな感じではあるなどは捉えました。ただ人件費のことですけども、最賃が上がればここは削らないで、きっちと上げていただきたい。今も物すごい、おっしゃったように、最賃よりもプラスしてやっているとおっしゃっているから、安心はしているんですけども、今残られている社員の方は、かなり優秀な方が残られているというふうに捉えたので、そういうふうにやっていただきたいと。それと、今、物の価格をつけるときの難しさというのは、確かによく分かります。安けりやいいてなもんじゃなくて、そのものにその価格の値打ちがあるかいうのを皆見ていくと

思うんです。だから、適正価格いうのは難しいかも分かりませんけども、納品される、特に漁業者の方もかなり分かります、燃料代。それと農家の方も出して、自分らが潤う、喜びを与えるような価格設定。といって高くなつて消費者の方からふつと横向かれるようなことでは駄目です。その辺、難しいでしょくけども、その辺はきっと考えて、これからやっていただきたいのが要望です。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） 最低賃金のことにつきましては、そういう努力は、最大限の努力は多分してくれるだろうというふうに思っておりますが、必ずそれをやりなさいとこっちから言うわけでもありませんから、あくまでも管理委託をしておるだけの委託者でありますので、意見としては述べますけども、努力はしてくれるものというふうに思います。それと、先ほどの価格転嫁じゃありませんけど、ここは本当、本当に難しいです。道の駅というのは、ある意味、買取り販売であればいいです。買取り販売であれば価格転嫁できます、売るときに上げればいいんですから。でも、魚とか野菜とかは委託販売という特殊なわけです。値段はつけられないんです、道の駅は。ですから、生産者の皆さんが高いにしっかりと出すときに、まず自分の利益を確保するためには、油代であり、消毒代であり、農薬代、肥料代であったり、魚捕りに行くときの油代、燃料費が上がったり、いろんな経費が上がっています。それを確保するためには、今までの売上げだったら絶対に確保できないです、今までの利益は。ですから、まず生産者はそれを売上げの、自分が値つけするわけですから、委託販売ですから。そのときに若干のそういった経費も含めた値つけをしなきやいけない。さらに、今度は道の駅とすれば、さっきの繰り返しになりますが、委託販売ということは、自分の思いどおりにはならないわけです。この人が上げてくれなければ駄目なんです。それも、この生産者が自分の利益を守ること、そして、この道の駅も委託販売しておるわけですから、ここも実際には販売員の要するに賃金であったり、いろんな諸経費が上がっているんです。ですから、それを含めてここを上げてもらわないと、道の駅は何の手段も持たないんです。そこをよく理解していただいて、それも含めて価格転嫁をしっかりとしてくださいということを、何回も何回も言ってお願いし、私もお願いしました。いうふうなことで、今かつがつ息ができるような状況になつていますけども、やはり生産者の方も、要は自分がそれでこだわるんだと言うのはいいんですけども、あなたのこだわ

りだけじやすみませんよということなんです。それは全部道の駅の赤字となって、マイナスとなって打撃を受けていますよという。ですから、いろんな物件費が上がっているのに道の駅のもうけは、収入が増えないわけですから、そういうことは。ということはマイナスを増やしているということです。そういうふうな、特に委託販売という特殊な事情がありますから、そこは今からも生産者の方に訴えていくように、駅長もそのように努力をしておりまますし、私のほうも事あるごとにそういったことはやっていきたいなというふうに思います。

○議長（末若憲二） 1番、続いて2項目めの質問を許します。御登壇ください。

○1番 米津高明 それでは、2項目めの質問を行います。図書ルームの土日の開館についてお伺いします。現在、町民センター及び宇田郷、すみません、字が間違えていました、宇田郷支所、福賀支所に設置された図書ルームは、地域住民にとって身近な、本当に身近に本に親しむ場所として利用されていると思います。最近、いろんな方から土日も利用できるようにしてほしいという声、要望が多く寄せられてきています。このような中で、町民センターの図書ルームでは、9月から試行的に6日、13日、20日と各土曜日午前9時から正午まで開放されることになりました。毎月、同じ日時じゃないというふうに聞いていますけども、人員としては教育委員会から1名を配置、あとはボランティアの協力を得ながら運営とありました。第一歩を踏み出したことに対して、教育委員会の努力に私は敬意を表するものです。しかし、住民ニーズや図書ルームの役割を考えれば、やはり恒久的に土日も安定的に開館して、きちんと職員を配置するのが望ましいと考えています。そこで、次のように3点、町の考えを伺います。まず1点目、現在の不定期・短時間の土曜開放をどのように町として評価をされているのか。2点目、図書ルームの土曜開館について、今後どのように対応するおつもりなのか。3点目、将来的に正式に図書ルームを土日開館をした場合、職員を配置する方向で検討する考えはあるのかという、この3点をお伺いします。

○議長（末若憲二） ただいまの1番、米津高明君の2項目めの質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦） 図書ルームの土日開館についてでありますが、まず、図書ルームの運営方針につきましては、これまでお話ししてきたとおり、平成30年2月に阿武町図書館等整備のあり方検討委員会から出された答申を受けまし

て、答申の内容ですが、図書館等の整備については、阿武町の身の丈に合った施設整備と図書コーナーの充実を図るとした運営方針が出ましたが、これに変わりはありません。また、土日の開館を希望する声があるということにつきましては、もちろん承知をしておりますが、限られた予算とマンパワーの中で、全ての要望を満たすということについてはなかなか難しいこともあります。ただ、こうした中で、このたび、教育委員会と家庭教育支援チームが連携をして、ボランティアスタッフを募りまして、土曜日の午前中の開館を試行的に始めたことは、非常に価値のある取組と評価をしておりまして、何でも行政に頼るのではなくて、住民も自分たちでできることはやっていこうと、まちづくりに参画していこうという考えは、これから阿武町にとって、とても重要な考え方であるというふうに思います。私としては、実際に土曜日にどのくらいの利用者がいるのか、あるいはどのくらいのボランティアスタッフが集まるのか、今後の動きを注目していきたいというふうに思います。ちなみに、令和6年度の町民センターの図書ルームの利用状況ですが、平日の開館に実際に本を借りた人は、月平均で40人弱と聞いておりまして、これを1日当たりに換算すると2人程度ということですが、このうち1人はいつも同じ人がいらっしゃるということでありまして、これを土曜日に開館したら劇的に利用者が増えて、ボランティアスタッフだけで手が回らなくなるというふうな状況になるというのは若干考えにくいと思いまして、そういう意味を含めて、現時点では、新たな職員の配置については考えていないという状況であります。以上で答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 1番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問ありますか。1番、米津高明君。

○1番 米津高明 これは利用者の人数が少ないというのは、どこに原因があるか、ちょっといろいろあると思うんでしょうけども、鶏が先か卵が先かというのと一緒に、やはり現役世代の方が平日は利用しにくい。だから、土日を開けるということ。こう言うと町長は、何人ぐらいそういう方がおるのかというような話になるかと思うんですけども、これはやってみて、例えば先ほど言わされたように、1日に1人、2人でしたら、それはそのときにはまず考える。どうしたら利用者が増えるか。図書の数いうんか、蔵書の数が少ないのでどうかも含めて、いろいろ考えていく。そういうふうにやっていただきたい。ただ、これはいろんな場面でずっと疑問に思っておるんですけども、いい場面もあるん

ですけども、とにかく何かにつけてボランティアを募集して、ボランティアにしてもらうという、何か阿武町の特徴かなという気はしているんですけども、確かにいい面もあります。いろんなことに参画していくということ。ただそれを負担に思われる方、図書館は利用したいけども、図書ルームを利用したいんだけども、利用するとやっぱりボランティアとして参加してよと言われたらやりにくい、そういう方もいらっしゃいます。だから、やはり将来的には、取りあえず今はこれでスタートですから、やっていただいてもいいとは思うんですけども、将来的にはちゃんと責任を持った方、特に司書の資格を持った方なんかが常駐するような方向に、ぜひ持っていっていただきたい。先ほどもちょっとと言われたように、塾とか夏期の講座でかなり有名になったと、話、マスコミも来て有名になった話をちょっと聞いたんですけど、阿武町としても、小さい町ながら、こういう図書館じゃないけど、こういうのがあるというようなんで、名をぜひ上げていってほしい。そのためにも、やはりそういうようなきちっと司書を置いて、こういうふうにやっていますというのをぜひやっていただきたいと思うんです。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） 今、一応ボランティアの方の力を借りながら、試行的に今そういった開館もやっておるわけでありまして、この結果も見てみなきゃならないというふうに思いますが、ただそれが税金を払っているから、当然の権利だというふうなこと、そういう考え方でこの町がずっといくならば、それは早晚行き詰まると私は思っておりまして、いろんなことを皆さん之力を借りながらやっているからこそ、いろんなことがうまく回っている。そして、経費的にもある程度節約することができている。そして、皆様方も自己責任じゃないんですけども、参加という言葉はありますけども、参加、参画している、そういう気持ちを持っていただいている。まちづくりに参加、参画しているという気持ちが、参加だけじゃなし、参画もしているという気持ちを持っていただける。これは私は阿武町の町として、それをあしと見る方もいらっしゃるかもしれませんけども、私はよき阿武町の体質であるというふうに思っておりまして、このことはやっぱりしっかりと続けていかなきゃならないというふうに思っております。そして、先ほどの司書の話ですが、2,900人を既に割り込む人口の阿武町でありまして、それがあるからこそ、答申も身の丈に合ったというふうなことで、当初は億の金をかけて図書館をつくるという話があったわけです。あ

ったんです。あったけども、それはないだろうと。その大きな原因は、イニシャルのコストは1億でも2億でも、いろんな起債とかしてやればできるかもしませんけども、問題はランニングコスト、そのランニングコストの大きなものは司書の経費です。司の書です。要するにいろんなアドバイスをしてくれる、本の専門的知識を持った方です。それを置くという話です。それが司書ですから。そういういた人件費まで、それもさっきのあれじゃないんですけども、1日2人しか来ない。1人は、平均で1日2人です、平日は。さっき言ったように、これは事実ですから。それもう1人の方はいつもいらっしゃる方。ですから、普通のビジターで来られる方、1日1人、状況が現実です。それは設備が、蔵書が足りないとか何とかいろいろ言われますけども、それどこまで蔵書するのか。私はいつも言っておりますように、阿武町の図書コーナーは図書コーナーであって、図書館ではない。阿武町は、私は図書館をつくる必要もないし、つくるべきでもない。阿武町、この単体ですよ。だからこそ、萩市に六百何万円も払って、萩市の方と全く同じ条件で、何とかカードも頂いて、全く同じ条件で、萩市に行ったら、萩市民と同じ条件で借りられるようにしているんです。そのため600万円かぐらいは払っていると思います、毎年、委託料じゃないです、そういうものを。ですから、少し専門的なことを調べるのであれば、例えば萩市のカードをもらえるわけですから、行ってつくって、萩市の、30分したら、30分、二十何分したら行けるわけですから、そこへ行って調べていただく。そもそもっとならば、県の図書館もありますし、いろいろな図書を調べるところありますから、それをやっていただく。小さな町の二千数百人しかいない町は、図書コーナーとして取りあえず皆さんが必要とする、例えば新刊本であったり、そういう類いの、さんはちまたによくあるような本を取って、見ていただく、そういう場所であるべきだ。医療について、阿武町の図書コーナーは1次医療です。1次的にそういうものを見ていただく。それよりもっと専門的なら、2次、3次と行けばいいんじゃないかというのが私の思いでありまして、ですから今現在は、そういうボランティアの方等をやつていただきて、それでもし、それで本当にたくさんそういったことが出てくるということであれば、それは当然考えます。でも、今現在はまずやってみて、どういう状況になってくるのかを試してみて、その中でその後にしっかり判断をしていきたいなというふうなことあります。前回のときにもおっしゃいましたけども、図書コーナー行ったら棚が空いている、たくさん空いているとい

う話がありました。今から棚が塞がつとったらどうなるんですか。新刊本入りません。私はあえて、だから何か20年も30年も誰も触ったことがないような百科事典とかたくさん、大体重たいから下のほうへ、それも何か汚れて茶色になったようなのが並んでいます、大体どこ行っても、だあつと。それとか、何とかの写真集とか、何とか国宝の何とか、何かいっぱいありますけども、そういうのを全部処分させました。それは誰も開かないと思うんです。そういうのが開きたければ、さっきじゃないけど、2次のところへ行けばいいと思います。ですから、まず身近な図書コーナーは、本当の身近な図書コーナーとして活用する。ですから、そこに例えば毎年50万円、各支所に図書が、50万円ずつありますよね、予算が。それで足りなければ、それで足りないというのであれば、それを増やすことは全然やぶさかでないです。買った、皆さん、すごくリクエストがあって、本をたくさん買わなきゃいけないということであれば、それをお金がないからやめてくれということは、言う気はありません。そんだけ皆さんのが本を読むのであれば、それはいいですよと言いますよ。でも、まだそこまで多分行っていないわけでありますけど、そういうふうなことで、今からも本も増えてきますし、全てが読んだら全部捨てるわけじゃないですから、やっぱり空いたところも必要でありますから、いずれ5年も10年もすれば、そこもだんだんと塞がっていくんでしょうけども、そういうふうなことで、今の図書コーナーの運営については、現時点では今のような状況で行って、状況を見てからの判断とさせていただきたいというふうに思います。

○議長（末若憲二） 1番、再々質問ありますか。

（1番、米津高明議員「はい」という声あり。）

○議長（末若憲二） 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 将来的には、そしたらもう少しよくなる、人の面もよくなるというふうに解してよろしいんでしょうか。司書も置くと。書架、がらがらやけども、そこが埋まってきたら、書架も増やすというような、（発言の声あり。）いやいや、今は空いているんですけども、それが蔵書が増えてきて、何年先になるか分かりませんけども、いっぱいになったら古い本を、そしたら町長の考えやったら、古い本を全部処分してほかす。要するにリサイクルしてというような考えですか。そうじゃないでしょう。書架も増やすと、そういうふうに将来的にはやっていただきたい。だから司書も置くと、将来的には。これは阿武町と比べれば、もっともっと大きい市なんですけども、30年間で30人に

増やしたと、司書を。30年前は2人やつたらしいです。いろんな方の、保護者の方とか、いろんな方の運動が実って、そういうふうになったというふうに書いていましたけども、ぜひ阿武町も30年いうたら、私なんかいてませんから、確認のしようがないんですけど、そういう意気込みで、もっと図書ルームでも図書室でも、もっと胸を張れるのにやっていただきたい。それこそ、さっき言いましたように、テレビが取材に来るとか、阿武町、こんな立派な、小さいけども、輝く図書室、図書ルームを持っているんだぞというようになってほしい。そういう意味でも、やっぱり今は出発点ですから、1人の方と、職員の1人の方とボランティアでもしようがないなという気はしますけども、将来的にはやはりちゃんと責任を持たれる方、そういう方を配置していただいて、土日を全部開けると。いろんな方に来ていただけるように、ぜひそういうことを目指してやっていただきたいと思います。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） 勝手に思われるるのはいいんですけども、お約束もできませんし、そういうことをここですることはいたしませんが、それはやってみて、いろいろやってみて、時代の流れの中で考えていくべきであれば、もちろん考えるということあります。ただ一つ、我々、今社会は随分変遷しておりまして、例えば図書に、本であっては、我々の時代の者は、本というのは何かすばらしい、本というか図書館です。何かすばらしい建物で、全ての英知の集まった、文化的で近代的で、そしてすばらしい殿堂であるというふうに考えがります。今は、その中にいろんな民間の、それはT S U T A Y A であるかスター・バックスか知りませんけども、いろんなものが入ってきて、もっと今近代的なものになっている。それを何かあたかもすばらしいものがきて、図書館というものは何か聖域のような考え方を持っていますけども、片や今若い人们は本を読まない。読んでもネットで、サブスクとかで読んでいる時代で、そういう時代になって、今からももっと加速していく。そしてA I がもっと発達して進化していったときには、スマホでいろんな調べたいことは全て調べられる時代になってくる。ですから、私たちの年代の者は、図書館というのは崇高な何か文化の塊だ。それを持つことはステータスであると、町として、そういうふうな思いを持っていますけども、必ずしも、将来、そういうふうに図書館の位置づけというのがなるのかどうなのか。そこもやっぱり考えなきゃいけないんじゃないかな。今時代は変遷していますよ。若い人们はペーパーの本を

あまり読みませんよ。ネットで読んでいますよ、漫画も含めて。そういう時代になっているんです。ですから、そういった時代の変遷もしっかりと見極めた中で、物事というのはやっていかなければやり損なうというふうに私は思っています。くれぐれも申し上げますが、先ほどの司書を置くとか置かないとかいうことについては、やってみて判断するということでございます。以上です。

○議長（末若憲二） これをもって、1番、米津高明君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 13時54分～14時02分

○議長（末若憲二） それでは休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

それでは、次に、2番、上村萌那君、御登壇ください。

○2番 上村萌那 上村でございます。通告に従いまして質問を始めます。

高校生の通学補助について伺います。阿武町では、2019年10月からの園児の保育料無償化をはじめとする様々な子育て支援策を実施、また拡充してきたところであり、その結果として出生数の回復や子育て世帯の移住につながり、社会増を実現するという実績ができてきました。乳幼児期からの充実した支援は、多くの町民から高い評価を頂いているところですが、子育てには成人までの継続した支援が必要であり、特に現在、高校生とその保護者に対する支援が必要ではないかと考えております。そこで高校生への通学費用の助成ができないか伺います。

この通学支援の目的は大きく3点あると考えており、1つ目としましては、通学費を補助することで保護者への実質的な負担軽減ができるという点です。現在のJR通学定期（奈古駅・東萩駅間）は、半年で2万8,330円となっており、例えば高校生が複数いる御家庭では負担感を感じていると伺っております。

2つ目の目的といたしましては、定住対策としての目的です。これまで子供の進学を機に転出を考える御家庭があるというお話を伺うことが複数回ありました。先ほど申し上げました通学費用という金銭的な負担に加えて、JRの運行本数が少なく、特に最終が20時台であることから、定期券があっても塾や習い事の送迎が必要であったり、女子学生の場合は、防犯上のことを考慮され、

保護者が送迎されるといった負担があると伺いました。

阿武町では社会増を実現しましたが、既に人口は3,000人を下回っており、自然減以外の現象を抑えていく必要があります。たった1組の御家庭であっても、1世帯の人数では4から5名の転出となってしまうため、転出要因とされるものに対しては対応していくべきだと考えます。町では、進学を理由とした転出と思われるものを認識されているのかお伺いします。

そして、3つ目の目的といたしましては、山陰本線の利用促進としての面があります。令和3年度の奈古駅の利用状況は、1日平均78人となっており、利用者のほとんどは高校生です。また、山陰路益田・長門市間は、既に大幅な赤字路線ですが、その状況でも利用者数の維持と利用促進を図っていく必要が沿線自治体にはあると考えます。以上、3点を目的とした高校生の通学費用の助成の考え方について町長に伺います。

○議長（末若憲二）　ただいまの2番、上村萌那君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦）　2番、上村議員の御質問にお答えします。御質問の趣旨は、町内外の高校等へ通う生徒の通学費について保護者の負担軽減、またこれが負担で町外へ転出する家庭の抑制、またJR山陰本線の利用促進という3つの観点で、通学費の助成ができるかというふうなことがあります。

まず、本町におけるこの類いの補助制度につきましては、御案内のとおり、平成29年度から実施しております阿武町高校生就学支援補助金というのがあります。内容ですが、阿武町内外への高校等に通学する生徒の保護者に対しまして、経済的負担の軽減及び子育て支援と定住促進を図るというふうな目的も含めて、通学等に要する経費の全部または一部を補助するというふうな制度でありまして、具体的に申し上げますと、まず1つは、町内の高校生が通学のために利用する町営バスの福賀便と宇田郷便の運賃の無償化ですが、これはその宇田郷地区から高校へ通う生徒と比較的交通の便のよい奈古地区から通う生徒との通学費用の負担の格差をなくすという意味合いを持ちまして、全員が奈古駅スタートというふうな考え方で制度をつくっております。

また、これ以外にも、町外の高校へ通学するために、町外の、例えば実際にありますけども、山口市あるいは津和野町に下宿している生徒がいますが、これらの生徒の下宿代についても上限を1万円として支援をさせていただいております。

こうした中、今の御質問でありますが、奈古から先、つまり例えばJRで萩市内の高校へ通学する際の運賃や定期代等について一定の助成ができないかということです。

実は、このことにつきましては、随分と前になりますけれども、先ほどの阿武町高校生就学支援補助金の制度設計の際に、御提案の制度と同じようなことも検討した経緯がありますが、当時としては、いろいろな観点から事業化を見送った経緯があります。

こうした中で、御提案がありましたので、今回改めて近隣の状況を調べてみますと、萩市、長門市で制度がありますが、例えば隣の萩市さんにおかれましては、萩市高等学校生徒通学費支援事業というのがありますし、この補助の内容につきましては、萩市に居住して萩市内の高校やこの奈古分校、そして大津緑洋高校の水産キャンパスに公共交通機関を通して利用して通学する学生の生徒の家庭で、住民税額が年額30万4,200円未満の世代を対象とするということでありまして、補助金額につきましては、定期代の額によって2種類ありますけども、1月当たり金額によって2種類分かかるわけですが、1か月当たりの定期代が1万円未満の場合は、定期代から5,000円を差し引いた額が補助額となりまして、もう一方、1か月当たりの定期代が1万円以上の場合は、定期代の2分の1を補助すると、ただし上限が1万円となっております。ただ、補助額が1,000円未満の場合は対象外ということです。

そして、これを阿武町の場合に当てはめてみると、例えば隣の大井であれば、JR長門大井駅から東萩までの1か月の定期は3,960円でありますので、さつきの公式からいくと5,000円未満でありますから補助はないということです。そして、これを奈古駅に当てはめてみると、JR奈古駅から東萩駅の1か月間の定期は5,250円でありますし、これから5,000円を差し引いた残りは250円となります。ただ250円ですので、1,000円未満となりますので、萩市の方式でいきますと、奈古駅からも対象にならないということになりますし、これを半年ということになりますと、さつきの2万8,330円を6か月で割ると1か月分は4,720円ですから、既にその時点で5,000円を切っておるので、そもそも対象にならないというふうな話になろうかというふうに思います。また、宇田郷駅ですが、宇田郷駅につきましては、1か月が7,400円でありますし、6か月は今調べておりませんけども、それにつきましても多分超えると思いますけども、それから5,000円を差し引いた1か月でありますと7,400円か

ら5,000円を差し引いた2,400円が対象となるというような、こういうことになろうかというふうに思っております。

ただ、阿武町の場合は、現行の制度で福賀地区の生徒及び宇田郷地区の生徒は、奈古屋までの町営バスの運賃は無償で無料でありますので、奈古駅発の計算になりますと、そうしますと、補助金は萩市方式でいきますと出てこないということになるわけであります。

したがいまして、例えば本町が萩市さんと同様の制度を導入しても実質的な補助は発生しないことになりますので意味がないというふうなことではありますが、例えば控除額を今5,000円というふうなものを差し引きますけども、これを4,000、3,000、2,000というふうに引き下げていけば、それは若干の補助額も発生しますが、そこまでして交通費の補助をすることが多くの町民の理解が得られるのか、いささか疑問が残るところであります。

また子供の進学を機に転出したというふうなことがあります、教育委員会からは我が子の教育をよりレベルが高く、選択肢の多い都会で受けさせたいという意味での転出された例はあるようですが、通学費が高いとの理由で転出した例は把握していないというふうな報告を受けております。

ただ、議員が御指摘のように、少しでも転出の要因となるものについては対策を打たなければいけないわけでもありますが、私といたしましては、通学費の補助というよりも、こうしたことにつきましても常に攻めの姿勢で町の魅力化を向上させ、可視化した分かりやすい形でPRする必要があると思っておりまして、先ほど池田議員の質問にもありました、例えば県内で初めてのABUチャレンジセミナーに取り組み、また既に準備に入っていますが、来年からの公設塾の立ち上げなど、より魅力的な教育現場を整備することが最も重要であると考えているところであります。以上で、答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 2番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。2番、上村萌那君。

○2番 上村萌那 ただいま町長から答弁を頂いたところですが、私もこれまで転出の理由としまして、子供たちの教育の面っていうのが御不安があるっていうところで転出を考えているっていうお話を今まで聞いたことももちろんございました。その点に関しては、今、先ほどもいろいろ公設の塾のお話などあったかと思いますけれども、そういうところで教育委員会に尽力していただいて、よりよい教育を阿武町で受けられるっていうところで、また保護者が御

納得いただいた上で阿武町で子育てを続けていただけるという要因になるのではないかなと考えているところです。

この背景といたしまして、今まで進学を理由とした転出を考えているっていうお話を聞くことも実際ございましたし、また、そういった教育の面での転出っていうお話を聞くこともございました。実際、聞いたとしても転出されていない方ももちろんいらっしゃいますし、選択肢としてそういうことがあるというだけで、実際には転出されていないっていう方のお話を聞いたところ、親は転出してもいいんだけど、子供たちに例えば萩に行くのはどうだっていう話をしたときに、阿武町に子供たちが住みたいと、子供たちは阿武町に住みたくて、子供たちが阿武町は大好きだから、例えば小中学校を卒業して高校生になっても阿武町で暮らしたいという方がいるっていうお話を聞くことが結構あります。これは小中学校でのふるさと教育が功を奏して子供たちの郷土愛が育まれているということのたまものだと思っておりますし、うれしく思っているところです。だからこそ保護者の負担を軽減して、定住していただくことで、子供たちの定住、そして大きくなっても阿武町へのUターンにつながる可能性があると考えているところです。

また、私といたしましては、この通学費用の助成という1点だけでなく、この物価高騰の折に、高校生やその保護者を対象とした何かしらの負担軽減ができるかと考えていたところで、一方、個々の食費であったり、部活動の費用という補助は、逆になかなか難しいのかなと思っておりました。具体的な案を検討している中で、その中で高校生の保護者の方々とお話しする機会がありまして、通学費用や進学に伴う転出の御相談を頂いたところです。ですので、そのほかにこの通学費用の助成は、じゃあ、難しい、町民の御理解が得られないというところで、ほかに有効な御支援があれば、ぜひ研究して実施していただきたいと考えているところですが、いかがでしょうか。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） 本当に、今いろいろな意味で一人という人間の数が、分母が2,900人ですから大きいわけでして、本当に一人を大事にしなきゃいけないということに尽くるわけでありますけども、先ほどの今の通学費につきましては、今よりその例を見てみましても、一定限度、萩市さんであれば5,000円ぐらいは、まあ、それぞれ家庭で見てくださいよねっていう基本的な考え方だろうというふうに思っておりますし、私も申し上げましたように、以

前、検討したときに、やっぱり一定程度家庭が負担するべき費用があるんじやないか、そのときに、その以前は、給食費の話も私が一番初めに町長に出ようとしたときのいろいろな方に相談したときに、その話もいろいろ相談したわけですが、そのときは、皆さんの方の意見は、給食費までっていうふうな話でありまして、あえてそれはやめて、でも世の中の流れが変わってきたから、やっぱりもうそこまでなっているんだなっていうふうな判断の下に、給食費の無償化を今実現しているわけであります。以下、同文で時代とともにものの判断基準というのは変わってくるというふうに思いますから、今ここでしないから将来わたってしないというふうなことなのかどうなのか、それはまた別の話でありまして、現時点では交通費のそれも5,000円未満ぐらいのことで何とか通学ができるのでありますし、また今、それは物価も高騰し、いろいろな形で大変教育、子どもを育てるということ大変になっておりますけども、そうは言ながらも、いろいろな助成制度があり、国からの我々の時代になかったいろいろな児童手当であったり、いろいろなものが今あるわけであります。そしてまた、就学の系統になったらいろいろな保護、要保護・準要保護の制度とかいろいろな制度があるわけでありますから、そうした制度の中で、総合的にやっぱり判断していくべきじゃないかなあというふうに思います。

そして、今のはかに何かないかなあという話であります、早歌はうたわれませんけど、私一つ今、職員に検討してもらいたいっていうふうなことを言っているものが、今いませんけどもありまして、それはやっぱり、そういう子供を持つ親御さんがあるとき一定程度のお金が必要になるというふうな、その節目節目のときに何か支援することができないかなっていうふうなことも考えておりますので、またそれは、また今後のお楽しみとして今ここでは申し上げませんが、何かにつけてやっぱり皆さんがそうだなあというふうに、住民の方が、皆さんがそりやあ、いいんじゃないですかというふうなことが言っていただけるような形で、そういう支障は今からもいろいろアイデアを出しながらやっていくこと、これについてはまさに日頃から考えていきたいし、今からもそういったことは進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（末若憲二） 2番、再々質問ありますか。2番、上村萌那君。

○2番 上村萌那 今、町長からこの通学の補助っていうことでなくて子育て全般にかかる費用の負担軽減というところで、何かしらの策を考えられているっていうところで、またこれには今後期待したいと思います。

先ほど、時代の流れが変わるというお話もありましたけれども、当時、給食費も無償化に反対される声が多くなりましたところですけど、現在は、皆さん無償化というところを受け入れられているという点で、阿武町の人口も一昔前とはちょっと、今すごく危機感を感じているような人口の数になってきたのかなと私も実感しているところです。

そこで、ちょっと7月に子育て世帯向けのイベントでアンケートを実施させていただいたんですけども、その中で69%の御家庭が教育費の支出が大きいと感じいらっしゃるところです。特に、物価が上がって食費などは安いものを買うとかしてどうにかやりくりしているっていうお話だったんですけども、塾代であったり、学校用品であったり、子供関連の出費っていうところがどうしてもなかなか保護者としては削減しづらいというお声を頂いているところでございます。また、こういったところも考慮していただいて、次の施策につなげていただけるようお願い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。以上です。

○議長（末若憲二） 答弁いいですか。

○2番 上村萌那 はい。

○議長（末若憲二） 要らん。

○2番 上村萌那 うん。

○議長（末若憲二） 要らんかい。町長。

○町長（花田憲彦） 今いろいろな形で支援、今皆さん方子育て最中の方につきましては、本当に今そういう切実な気持ちもあると思います。ただ私のような、もうそれが相当前に終わったものにとりましては、例えば保育料何かというのは、数万円払っていました、ずっと。今のような児童手当もなければ何にもありませんでした。その中で何とか子育てをしてきましたいうふうなものにとっては、ちよう変な言い方ですけど、今の人って恵まれているなとすごく思います。多分同じような年代の方がいらっしゃるんで、同じような気持ちの方もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。すごく、私からすればすごく恵まれておるというふうに思います。だから今しなくてもいいというのではなくて、今の時代でやはり必要となるお金もまた別のお金がいろいろ要つたりしていると思います。ですから、それはそれなりに私たちができることはやっていきますが、やっぱり、そこには、先ほどの話とまた共通しますけど、やっぱりこれ難しいんですね、色を、どこで線を引くか、色をつけるかなんで

すけども、家庭でやらなければならぬという、やるべきことと先ほどの給食費じゃないんですけども、10年前は大方の方の意見は給食費まで公ですかっていう話が多いかったです。実際もいろいろな人に相談しても。私は給食費一定程度補助するのもいいんじゃないかと思って相談したわけですが、もちろん。でもそんな感じでした。ですから公約するのはやめました。でも時代が流れた中で、給食費もやっぱりこういうところまでやっていかなきゃ、もう子育て大変なんだっていうことになりまして今やっておるわけで、さっきの保育料も同じです。3万円も4万円も毎年払ってもっと多かったかもしれません。毎月ですよ、年じゃなく月、払っていたというふうに思いますけども、それでも3人保育園やりながら育ってきたわけですが、今の時代は、それもおぎやあからもうただということになりましたから、そのときに比べたら随分と違うんじゃないかなというふうに思う気持ちは半分ぐらいありますけども、ただ世の中は変わっておりますので、その時代時代に合わせてやっていきますし、今日は駄目だから明日は駄目と、今日も駄目だけど明日も駄目という話じゃなしに、今日は今こういう判断をさせていただきましたけども、また時代が流れ、日々刻々と世の中が変わっているものの価値観も、貨幣価値も変わっておるようになりますから、今からもいろいろな御意見を頂いた中で、そのときにやっぱり今の時代こうやってもいいというふうな判断がつくならば、また今の判断とは別の判断も当然するべきであって、そのことについてはしっかり受け止めながら世の中の流れを読みながら判断をしていきたいと、そういうふうに思います。

○議長（末若憲二） これをもって、2番、上村萌那君の一般質問は終わりました。

以上で、本期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しました。

#### 日程第4 議案第1号から日程第9 議案第6号までを一括上程

○議長（末若憲二） 日程第4、議案第1号から日程第9、議案第6号までを一括議題とします。まず議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和7年度阿武町一般会計補正予算（第2回））について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫） それでは、議案書の3ページをお願いいたします。議

案第1号、専決処分を報告し承認を求めるについて（令和7年度阿武町一般会計補正予算（第2回））について御説明をいたします。

本案件につきましては、令和7年6月2日を基準日とした定額減税補足給付金の実施に当たり、4ページの専決処分書のとおり、物価高騰対応重点支援給付事業等の実施に伴い、一般会計補正予算の専決処分を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

これにつきましては、令和6年に実施された1人当たり定額減税4万円を支給する際に、減税しきれなかったと見込まれる人に不足分を給付するもので、支給対象者は、令和6年度で定額減税の実績額等が確定した後に本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた方など、275人を見込むものであります。この専決処分により、令和7年度一般会計補正予算（第2回）は、1,207万8,000円を追加し、総額は46億2,479万3,000円となります。なお、歳入歳出予算の補正につきましては、別冊補正予算書のとおりであります。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 続いて説明をお願いします。補正予算書10ページから、健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢次信夫） それでは、別冊補正予算書の10、11ページをお願いします。歳出から御説明します。3款・民生費、1項・社会福祉費、4目・物価高騰地方創生臨時交付金低所得者等給付金事業費は975万円の増額です。これは昨年度に実施した定額減税給付金事業において、減税の対象になつた方のうち1人当たり4万円の減税額を、減税しきれなかった方に不足額分を支給するものです。対象者は275人を見込んでおり、金額については、個々のケースによって違つてまいります。5目・物価高騰地方創生臨時交付金低所得者等給付金事務費は232万8,000円の増額です。これは給付金の給付に係る事務費で、郵便料や振込手数料、対象者抽出のためのシステム改修費の計上です。

続いて、歳入について御説明いたします。8、9ページをお願いします。14款・国庫支出金、2項・国庫補助金、2目・民生費国庫補助金は1,060万5,000円の増額です。これは3節で給付金の全額、4節で事務費の一部として補助金を計上するものです。19款・1項・1目・繰越金は147万3,000円の増額です。これは給付金事務費の一部財源に充てるものです。以上で、説明を終わります。

○議長（末若憲二） 次に、議案第2号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について執行部の説明を求めます。副

町長。

○副町長（中野貴夫） それでは、議案書の5ページをお願いいたします。議案第2号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明をいたします。

本案件につきましては、令和6年6月26日に、地方自治法の一部を改正する法律が交付され、公金の収納事務のデジタル化が整備されたことにより、地方自治法の中の一部の条項番号が変更されたことに伴い、この条項を引用している関係条例の条項番号の変更が生じることから、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例、阿武町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び阿武町集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を一括上程し、3つの関係条例を最新の状態に更新し、法的整合性を図るものであります。関係する各条例の一部改正箇所及び内容につきましては、6ページから7ページの新旧対照表のとおりで、それぞれ内容の変更を伴うものではなく、法律の改正による形式的な整理となりますので、ここでの説明は省略させていただきます。なお、施行日は、改正された地方自治法の関係規定が施行される日と同じ日からとなります。以上で、説明を終わりります。

○議長（末若憲二） 次に、議案第3号、阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫） それでは、議案書の8ページをお願いいたします。議案第3号、阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

本案件につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び人事院規則の一部を改正する人事院規則の公布により、制度の見直しがされたため、関係する条例の改正を行うものであります。

改正の目的は、常勤職員及び非常勤職員が仕事と育児を両立できるよう、育児休業制度や部分休業制度を拡充するとともに妊娠、出産及び育児に関する職員の意向確認の仕組みを導入し、職員が安心して働き続けられる環境を整備するものであります。

それでは、新旧対照表により、主な改正内容について御説明いたしますので、15ページをお願いいたします。まず阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関

する条例の改正につきましては、第21条の2、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等の新設で、16ページにかかりますが、妊娠、出産等についての申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を講じるもので、それぞれ仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供、仕事と育児との両立支援制度等の利用に係る意向確認及び移行確認の内容への配慮をしなければならないとするもので、そのほかは条ずれによる改正であります。

続きまして、18ページの阿武町職員の育児休業等に関する条例の改正については、非常勤職員いわゆる会計年度任用職員に対しても、国の制度に準じて育児休業制度を導入するもので、基本的には、職員と同じように育児期間を柔軟化し、延長を図る条文を新設するものであります。まず、18ページから24ページの主な内容につきましては、いろいろ書いてございますが、原則1歳までの育児休業に加えて要件を満たせば、取得期間を延長できるというものです。まずは、非常勤職員の配偶者も育児休業をしている場合、いわゆるパパママ育休プラスに準じた場合は、1歳2か月まで。当該子が1歳到達日時点で育児休業中であること。配偶者が育児休業中であること。継続的な勤務のために特に必要と認められる場合などの要件を満たす場合は、1歳6か月まで。また、当該子が1歳6か月到達日時点で育児休業中であること。配偶者が育児休業中であること。継続的な勤務のために特に必要と認められる場合などの要件を満たす場合は、2歳まで取得期間を延長するというものであります。

次に、24ページから27ページの部分休業制度の見直し、拡充については、従来の部分休業を第1号部分休業と第2号部分休業に再編し、第1号部分休業については、従来の勤務時間の始めまたは終わりに取得する部分休業で、非常勤職員の取得上限を明確化するものであります。具体的には、24ページから25ページに示すとおり、1日につき1日当たりの勤務時間から5時間45分を減じた時間以内かつ育児時間や介護のための時間を取得している場合は、2時間から当該時間を減じた時間を超えない範囲内で承認されるものであります。また、新設された第2号部分休業については、25ページから27ページとなりますが、1時間を単位として、より柔軟な部分休業として新たに設けられたもので、毎年4月1日から翌年3月31までの1年間を取得期間として、常勤職員については、年間77時間30分、非常勤職員については、1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間を取得上限時間とするものです。これを具体的に申し上げます

と、1年につき10日相当を超えない範囲内の形態を新たに設けるもので、職員は、第1号部分休業、または第2号部分休業のいずれかの形態を選択可能とするものであります。また、特別な事情による変更については、配偶者が負傷や疾病により入院したこと。配偶者と別居したことなど、予測できなかった事情により、子育てに著しい支障が生じる場合には、職員がこの状況や自身の勤務形態に併せて、より柔軟に育児のための時間を利用できるよう、部分休業の計画変更を認める規定が設けられるものであります。

なお、14ページに戻りますが、施行日につきましては、本年10月1日からで、経過措置として、条例の施行日前においても交付の日以降であれば、妊娠、出産日、育児に関する意向確認等の措置を講じができるものとされ、第2号部分休業の特例として、施行日から来年3月までの間の取得上限時間は半年となるため、常勤職員、非常勤職員とも共に半分の5日相当を超えない範囲となります。以上で、説明を終わります。

○議長（末若憲二） 次に、議案第4号、阿武町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢次信夫） 議案書28ページをお願いします。議案第4号、阿武町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について御説明します。

本案件は、あぶ診療所の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

それでは、次のページの新旧対照表により御説明いたします。

第3条において、福賀診療所の次に及びあぶ診療所を加えます。第6条第2項において、診療時間はの次に、原則を加えます。施行期日は交付の日からで、令和7年9月1日からの適用となります。以上で、説明を終わります。

○議長（末若憲二） 次に、議案第5号、阿武町診療所等複合施設建設工事の請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢次信夫） 議案書30ページをお願いします。議案第5号、阿武町診療所等複合施設建設工事の請負契約の締結について御説明します。

本案件は、工事の請負契約を締結することについて、町議会の議決を求めるもので、本工事は、今年3月4日に、設計施工一括発注公募型プロポーザルを実施し、契約の相手方を決定したところですが、このたび、詳細設計が終わり、工事金額が算出されましたので、本工事について契約をするものです。

契約の目的は、阿武町診療所等複合施設建設工事です。工事の場所は、阿武

町大字奈古地内。契約の方法は公募型プロポーザルによる随意契約となります。契約金額は、税込で8億3,600万円。契約の相手方は、山口県山口市小郡下郷2227番地4、積水ハウス株式会社山口支店、支店長井手泰博です。診療所等複合施設については、木造の2階建てで、総面積は1,420.75平方メートルになります。完成は来年の7月の末としております。設計の詳細につきましては、議会最終日の全員協議会で御説明をさせていただきたいと思っております。以上で、説明を終わります。

○議長（末若憲二） 次に議案第6号、阿武町薪ボイラー施設整備工事の請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋仁志） 議案書の31ページをお願いします。議案第6号、阿武町薪ボイラー施設整備工事請負契約の締結について御説明します。

本案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事の請負契約締結について、予定価格が5,000万円を超えるため、町議会の議決を求めるものです。契約の目的は、未利用木資源の活用による地域経済循環社会の構築や炭素排出抑制などのために道の駅の温泉の熱源として、薪ボイラー施設整備工事を実施するためのものです。工事の場所は、阿武町大字奈古道の駅敷地内です。契約方法は指名競争入札で、契約金額は1億2,870万円。契約の相手方は山口県萩市大字椿2370番地、協和建設工業株式会社、代表取締役田村伊正です。なお、完成は来年の3月末としています。以上で、説明を終わります。

#### 日程第10 議案第7号から日程第12 議案第9号までを一括上程

○議長（末若憲二） 日程第10、議案第7号から日程第12、議案第9号までを一括議題とします。

まず議案第7号、阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求ることについて、執行部の説明を求めます。町長。

○町長（花田憲彦） 議案書の32ページをお願いします。議案第7号、阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求ることについてを御説明いたします。

本案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、町議会の同意を求めるもので、前任の教育長から引き続き、昨年の4月から就任している網本徳文教育長の任期が残任期間が本年9月30日

をもちまして満了いたしますので、網本教育長の再任につきまして同意をお願いするものであります。任期は本年10月1日から令和10年の9月30日までの3か年となります。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、4条第1項の条文を参考までに掲載しておりますので、参照をお願いいたします。

また、網本教育長の経歴等につきましては、タブレットに送信しております経歴書のとおりでありますので、御覧ください。以上で、説明を終わります。

○議長（末若憲二） 以上で、執行部の説明を終わります。議案第7号は、人事案件でありますので、直ちに審議したいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 御異議なしと認めます。それでは直ちに審議に入りますが、網本教育長につきましては、一身上のことでありますので、一時退席をお願いいたします。

それでは、ただいまの執行部の説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 続いて、討論は省略し、採決を行います。採決の方法は挙手により行います。

お諮りします。議案第7号、阿武町教育委員会委員長の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意される方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長（末若憲二） お下ろしください。挙手全員であります。よって、議案第7号、阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求めるにつきましては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、網本教育長の入場を許可します。

（教育長、議場へ入場し自席へ。）

○議長（末若憲二） それでは、網本教育長にお知らせします。議案第7号は同意されましたので、この結果をお知らせします。一言御挨拶があれば、お願ひいたします。

○教育長（網本徳文） ただいま私の教育長再任の同意を皆様からいただきました。10月からも引き続きこの仕事をさせていただくことになりました。どう

ありがとうございます。昨年4月に、前任の教育長さんが残された1年半の任期を引き継ぐことになりましたが、まずはその1年半しっかりと責任を果たさなければならぬという思いで今日まで取り組んでまいりました。この間、今日もお話をたくさん出ましたけど、ABUチャレンジセミナーであったり、塾の準備であったり、あるいは部活動の地域移行、それから水泳授業の民間委託、あるいは図書ルームの土日開館、いろんなことに取り組ませていただきましたけども、いずれもさあこれからというところです。引き続きそれに取り組む時間を今日いただきましたので、これまで以上に頑張ろうという思いを今強くしたところです。引き続きどうぞよろしくお願いします。今日はありがとうございます。

○議長（末若憲二） 続いて議案第8号、阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫） それでは、議案書の33ページをお願いいたします。議案第8号、阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてを御説明いたします。本案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により町議会の同意を求めるもので、現在2期8年目の松原利直委員の任期が本年9月30日をもって満了いたしますので、松原委員の選任について、再任の御同意をお願いするものであります。任期は、本年10月1日から令和11年9月30日までの4年間となります。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の条文を参考まで掲載していますので、御参照ください。また、松原委員の経歴等につきましては、タブレットに送信している経歴書のとおりであります。

以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 以上で執行部の説明を終わります。

議案第8号も人事案件でありますので、直ちに審議したいと思います。ただいまの執行部の説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 続いて、討論は省略し、採決を行います。採決の方法は挙手により行います。お諮りします。議案第8号、阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて、原案のとおり同意される方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長（末若憲二） お下ろしください。挙手全員です。よって、議案第8号、阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて、原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、議案第9号、阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫） それでは、議案書の34ページをお願いいたします。議案第9号、阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてを御説明いたします。本案件につきましては、地方税法第423条第3項の規定により町議会への同意を求めるもので、土地や建物の登録された価格、いわゆる評価額についての不服を審査し、決定するための中立的な機関である固定資産評価審査委員会の砂川利和委員の任期が本年9月30日をもって満了いたしますので、後任委員として役場の元会計管理者、県出納室長で、税務経験もある三好由美子氏の選任について御同意をお願いするものであります。任期は、本年10月1日から令和10年9月30日までの3年間となります。なお、地方税法第423条第3項の条文を参考まで掲載していますので、御参照ください。また、三好由美子氏の経歴等につきましては、タブレットに送信している経歴書のとおりであります。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 以上で執行部の説明を終わります。

議案第9号も人事案件でありますので、直ちに審議したいと思います。

ただいまの執行部の説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 続いて、討論を省略し、採決を行います。採決の方法は挙手により行います。お諮りします。議案第9号、阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて、原案のとおり同意される方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長（末若憲二） お下ろしください。挙手全員です。よって、議案第9号、阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 14時54分～15時04分

○議長（末若憲二） それでは、休憩を閉じて会議を続行いたします。

先ほどの固定資産評価審査委員会委員の同意についてであります。履歴書がさっきロックがかかっていたようですので、もう一回送ります。（「私の設定ミスです。申し訳ありません」という声あり）

### 日程第13 議案第10号の上程

○議長（末若憲二） それでは、日程第13、議案第10号を議題とします。議案第10号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫） それでは、議案書の35ページをお願いいたします。議案第10号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを御説明いたします。本案件は、奈古地区の西の二集落内で発生したグレーチングを起因とする財物事故に係るもので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

この和解及び損害賠償の相手方は、防府市でレンタカー等の物品賃貸業をしている株式会社T C R山口で、事故の概要是、本年5月30日午後10時頃、町道西釜屋線の奈古2783番地付近を小型貨物自動車が走行中に、敷設されたグレーチングが右前輪タイヤにより跳ね上がり、当該車両のアドブルータンクと言われるディーゼル車が排出する窒素酸化物を浄化するための尿素水を貯蔵するタンク及びそれを供給するためのポンプやセンサー等を破損したものです。なお、破損した小型貨物自動車は、タイムズモビリティ株式会社の所有で、その代理店であります株式会社T C R山口がレンタカーとして工務店に貸し出し、借りていた工務店の社員が運転していたものとなります。

和解の内容といましましては、相手方の株式会社T C R山口と示談交渉を進めた結果、町の瑕疵割合を10割としてその損害を賠償するもので、阿武町は株式会社T C Rに対して本件事故に関する一切の損害賠償金として49万3,845円を支払い、本件示談以外に双方には一切の債権・債務がないことを確認し、株式会社T C R山口は阿武町とタイムズモビリティ株式会社には一切の債権・債務関係がないことを保証するものであります。なお、損害の賠償額につきましては、阿武町が加入している全国町村会総合賠償補償保険から全額支払われる

予定です。また、事故が発生したグレーチングにつきましては、担当課が現場を確認し、既に改修工事を行っているところであります。以上で説明を終わります。

#### 日程第14 議案第11号から日程第20 議案第17号を上程

○議長（末若憲二）　　日程第14、議案第11号から日程第20、議案第17号までを一括議題とします。

まず、議案第11号令和7年度阿武町一般会計補正予算（第3回）について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫）　　議案書の36ページをお願いいたします。議案第11号、令和7年度阿武町一般会計補正予算（第3回）について御説明をいたします。今回の補正額は6,168万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を46億8,648万円とするものです。なお、歳入歳出予算の補正につきましては、別冊補正予算書のとおりであります。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二）　　続いて説明をお願いいたします。説明は歳出からお願いします。補正予算書22ページ、2款・財産管理費から。副町長。

（副町長、財産管理費について説明する。）

○議長（末若憲二）　　続いて、まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長、企画総務費、需用費、備品購入費、衛生費について説明する。）

○議長（末若憲二）　　続いて、戸籍税務課長。

（戸籍税務課長、徴税費、戸籍住民台帳費について説明する。）

○議長（末若憲二）　　続いて、まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長、統計調査費について説明する。）

○議長（末若憲二）　　続いて、健康福祉課長。

（健康福祉課長、民生費について説明する。）

○議長（末若憲二）　　続いて、戸籍税務課長。

（戸籍税務課長、国民年金事務費について説明する。）

○議長（末若憲二）　　続いて、健康福祉課長。

（健康福祉課長、児童福祉費、保育所運営費、公課費、児童クラブ費、診療費、保健衛生費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、農林水産課長。

（農林水産課長、農林水産業費、林業費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、土木建築課長。

（土木建築課長、水産業費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長、商工費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、土木建築課長。

（土木建築課長、土木費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、教育委員会事務局長。

（教育委員会事務局長、教育費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、土木建築課長。

（土木建築課長、災害復旧費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、副町長。

（副町長、公債費について説明する。）

○議長（末若憲二） 以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、歳入になります。18ページ12款・分担金及び負担金から、副町長。

（副町長、歳入について説明する。）

○議長（末若憲二） 次に、議案第12号令和7年度阿武町国民健康保険事業

（事業勘定）特別会計補正予算（第2回）について説明を求めます。健康福祉  
課長。

○健康福祉課長（矢次信夫） 議案書の37ページをお願いします。議案第12号、  
令和7年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第2回）  
について御説明いたします。今回の補正は、1,018万6,000円を追加し、補正後の  
予算を6億3万2,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の40、  
41ページをお願いします。

（健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長（末若憲二） 次に、議案第13号令和7年度阿武町国民健康保険事業  
（直診勘定）特別会計補正予算（第2回）について説明を求めます。健康福祉  
課長。

○健康福祉課長（矢次信夫） 議案書の38ページをお願いします。議案第13号、  
令和7年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第2回）  
について御説明いたします。今回の補正は928万1,000円を追加し、補正後の予

算を3億6,324万4,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の50、51ページをお願いします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長（末若憲二） 次に、議案第14号令和7年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2回）について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢次信夫） 議案書の39ページをお願いします。議案第14号、令和7年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2回）について御説明いたします。今回の補正は9万円を追加し、補正後の予算を9,210万4,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の62、63ページをお願いします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長（末若憲二） 次に、議案第15号令和7年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢次信夫） 議案書の40ページをお願いします。議案第15号、令和7年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）について御説明いたします。今回の補正は、5,132万5,000円を追加し、補正後の予算を6億3,190万9,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の72、73ページをお願いします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長（末若憲二） 次に、議案第16号令和7年度阿武町簡易水道事業会計補正予算（第1回）について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長（近藤慎治） それでは、議案書の41ページをお願いします。議案第16号、令和7年度阿武町簡易水道事業会計補正予算（第1回）について御説明します。今回の補正は、収益的収入及び支出の予定額及び資本的収入及び支出の予定額について補正するものです。初めに、収益的収入として14万9,000円を増額し7,201万6,000円とし、収益的支出として14万9,000円を増額し、7,354万2,000円とするものです。次に、資本的収入として1,451万5,000円を増額し3,561万5,000円とし、資本的支出として1,451万5,000円を増額し、4,969万8,000円とするものです。次に、別冊補正予算書で御説明します。簡易水道事業会計補正予算は別冊補正予算書の75ページからとなりますが、81ページをお願いいたします。収益費用明細書により説明いたします。

(土木建築課長、収益的収入及び支出について説明する。)

○議長（末若憲二） 次に、議案第17号令和6年度阿武町各会計歳入歳出決算

の認定について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫） 議案書の42ページをお願いいたします。議案第17号、令和6年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定についてを御説明いたします。

本案件につきましては、令和6年度阿武町一般会計歳入歳出決算をはじめ4つの特別会計及び2つの企業会計について、監査委員さんから監査の結果の報告をいただきましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものであります。なお、各会計の決算書及び決算審査意見書、そして主要な施策の実績につきましては、既にお配りしているとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 以上で議案説明を終わります。

ここで、監査委員より決算審査意見書について説明のお申出がありますので、これを許します。（ナガヤマ）監査委員、御登壇ください。

○監査委員（ナガヤマ） それでは、お手元にお届けしております令和6年度阿武町各会計歳入歳出決算審査意見書について御説明いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、町長より審査に付された令和6年度阿武町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、それぞれの歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各関係諸帳簿や諸書類に基づき審査をいたしました。その結果は次のとおりであります。

調査の対象は、令和6年度阿武町一般会計歳入歳出決算並びに令和6年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計歳入歳出決算をはじめ、4つの特別会計と2つの企業会計でございます。次に、審査に要した期間は、毎月の例月出納検査に加え、令和7年8月19日から26日までのうち3日間をかけて慎重に審査をいたしました。審査の方法につきましては、町長より提出された各会計の決算資料により、予算現額及び収入・支出済額については、歳入簿、調定簿、歳出簿、出納証拠書類、各関係所管の歳出予算整理簿等により、また財産等については財産台帳、備品台帳、証券等により審査を行いました。経理事務の処理につきましては、関係各課の諸帳簿等により審査するとともに、予算執行の適否並びに会計処理が適切であり、かつ合理的であるかについて審査をいたしました。

審査の総括意見としまして、令和6年度阿武町各会計にわたり、関係諸帳簿等、照合審査した結果、証拠書類はよく整理されており、その計数は正確で過誤はなく、適法かつ適正に処理されていることを確認しました。歳入歳出決算

の状況は、一般会計及び6つの特別会計等を合算した歳入決算額は58億8,181万319円で、歳出決算額は46億2,603万3,807円となり、歳入歳出差引額は12億5,577万6,512円となっています。全ての会計の予算に対する収入率は113.6%、歳出の執行率は89.3%となっており、様々な事情による未実施な事業もあると思われますが、厳しい財政状況の中で必要であると認められた貴重な予算であることから、計画的で効率的に執行されるよう、より一層の配慮を望むものであります。

次に、繰出金については、一般会計から特別会計への繰出金の総額は2億2,807万2,470円で、前年度対比8.5%の増となっています。繰出金は、国保事業や後期高齢者医療事業、介護保険事業など制度的なものが主なものと考えられますが、独立採算制を基礎とする簡易水道事業や集落排水事業の公営企業会計については、その本質に基づき自主財源の確保等になお一層の努力を望むものであります。

以上で、決算審査の総括意見のまとめとしまして、我が国の経済は長く続いたデフレから脱却が期待され、賃上げや株価の上昇といった明るい兆しが見えた一方で、国際的なエネルギー価格、原材料価格の上昇等を背景とした物価の高騰は、我々の生活や産業経済に大きな影響を及ぼしています。さらに、私たちの主食である米について、異常気象に起因する収量不足やインバウンド需要などにより、歴史的な米不足という事態も直面しました。こうした状況の中、当町としましては、地域の実情に応じた社会保障サービスをはじめ、防災・減災対策や定住対策等が鋭意推進されている中で、現在は健全な財政が運営されているものの、今後、人口減少により町税や地方交付税の減額また社会保障経費や経常的経費も増加傾向にあることから、厳しい財政運営を迫られることが懸念されます。したがって、引き続き健全な財政運営を堅持するとともに、限られた財源の中で、住民の満足度・幸福度を上げるために、持続可能で安定的な財政運営に努めながら、適正な事務事業の執行を望むものであります。

次に、監査の個別の意見としまして、まず一般会計の決算状況は、歳入総額は45億5,535万681円で、前年度対比8.6%の増、歳出総額は33億6,711万9,964円で、前年度対比4.6%の増となっています。歳入歳出差引額は11億8,823万717円で、前年度対比21.8%増ですが、差引額には翌年度繰越事業の財源として充当すべき額1億5,378万8,312円が含まれていますので、これを除いた実質収支額は10億3,444万2,405円の黒字となり、前年度対比23.5%の増となってい

ます。

まず、歳入の状況は、予算現額に対する収入率は119.7%で、調定に対する収入率は99.6%となっています。歳入において予算に対する収入額が大きく異なる主なものとしては、地方交付税が3億1,923万円の増、繰越金が5億1,528万円の増、減ったものとしては国庫支出金が3,369万円の減、町債が1億1,570万円の減となっています。また、収入未済額の徴収については、昨今の経済情勢の中で大変厳しいと思われますが、適正な債権管理は、町民負担の公平性や行政の信頼確保の観点から、債務者の状況を把握した上で適宜法的な措置を取るなど、より効率的・効果的な取組が必要あります。今後とも各課が連携をより密にして、収入未済額が減少するようなお一層の努力を望むものであります。なお、不納欠損に当たっては、適切かつ厳正に取り扱っていただきたいと思います。

次に、歳出については、予算の執行率は88.5%となっていますが、このうち翌年度の繰越額1億5,378万8,312円を除くと、不用額は2億8,508万1,583円となり、前年度より約1億円増えています。少子高齢化に対応した住民福祉に係るもの、また若者やIターン者等の受皿となる住環境や各種定住対策、その他多くの事業の実施に当たり、限られた財源の中で予算を有効に活用し、健全な財政運営への真摯な取組をお願いするものであります。

次に、各特別会計決算に対する監査の個別意見でございますが、阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計をはじめ、4つの特別会計と簡易水道及び集落排水事業企業会計につきましては、いずれも順調に運営され、黒字決算となっており、收支の状況についてそれぞれ審査意見を付しておりますので、御覧いただきたいと思います。なお、詳しい説明は、時間の関係上ここでは省略させていただきます。

また、別表としまして、11ページには一般会計における自主財源・依存財源の状況を、12ページには収入未済額の状況を記しております。なお、別冊の決算書247ページから、財産に関する調書、土地、建物、有価証券、出資による権利、債権、基金の保有額、地方債現在高などを記しておりますので、御覧いただきたいと思います。

次に、別紙の令和6年度阿武町基金運用状況審査意見書は、土地開発基金や高額療養費貸付金について、いずれも計数は正確で、運用状況についても適正であると認めました。また、令和6年度決算に基づく阿武町健全化判断比率等

意見についても、それぞれについて適正である旨の意見を提出しております。

最後に、令和6年度の決算を踏まえ、今後とも町民一人一人に寄り添い、健全で魅力ある町政を継続していただきたいと思います。なお、予算執行における執行部の真摯なお取組に対し敬意を表しますとともに、決算審査に御協力をいただきました皆様方に厚くお礼申し上げまして、簡単ではありますが、令和6年度阿武町各会計歳入歳出決算審査意見書の説明とさせていただきます。

○議長（末若憲二） 以上で、決算審査意見書の説明を終わります。

## 日程第21 委員会付託

○議長（末若憲二） お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第6号、議案第10号から議案第17号については、会議規則第39条第1項の規定により、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第6号、議案第10号から議案第17号については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれをもって散会とします。全員御起立お願いします。一同、礼。お疲れさまでした。

散会 15時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

**阿武町議會議長** 末若憲二

**阿武町議會議員** 市原旭

**阿武町議會議員** 米津高明